

衆議院 政治改革に関する調査特別委員会議録 第三号

平成六年十月二十六日(水曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長

松永

光君

理事

大原

誠君

理事

古賀

理賀

理事

笛川

嘉君

理事

前田

武志君

理事

左近

正男君

理事

逢沢

一郎君

議事

加藤

卓二君

議事

自見庄

三郎君

議事

田端

正広君

議事

左近

正男君

議事

大島

秀直君

議事

中川

博君

議事

三塚

拓君

議事

山崎

堯君

議事

笹川

堯君

議事

理森君

善之君

議事

龜井

昭彦君

議事

斎藤

斗志二君

議事

林

義郎君

議事

若林

正俊君

議事

上田

晃弘君

議事

北橋

健治君

議事

太田

昭宏君

議事

若林

正俊君

議事

上田

昭宏君

議事

若林

正俊君

議事

西川

太郎君

議員外の出席者

議員

治大臣にお伺いをしたいと思います。

○野中國務大臣 お答えをいたします。

自見委員御指摘のとおり、政治改革につきましては、国民の強い期待のもとで、これまで約六年間にわたりまして熱心な議論がさまざま行われてきたというように認識をいたしております。今回

の区割り法案が成立することによりまして、自見委員御指摘のように、衆議院の選挙制度の改革、政治資金制度の改革及び政党助成制度が初めて施行されることになりますので、これを所管する大臣として新たな感慨を覚えますとともに、本法案を早期に成立をさせていただきますよう心から念願をいたしております。

○自見委員 政治改革の基本理念は、我が国議会制民主主義及び政党政治の活性化であるというふうに考へるわけでございまして、そのことを、私は本会議での質問でもそういった趣旨に沿つて質問をさせていただいたわけでございます。

この改革の理念あるいは趣旨を完結させる観点から今回提出をされました公職選挙法改正案、いわゆる選挙の腐敗防止法でござりますけれども、これを与党及び改革がおのおの出しておられるわけでございますけれども、まず、トップバッターでござりますから、この公職選挙法改正案をどういうふうに自己診断あるいは評価されるのかといふことを、与党及び改革の提案者に質問をさせていただきたいと思います。

○三塚議員 私から申し上げることは、もう委員既に御案内のとおり、政治改革は、政治家本人の責任感、使命感、倫理観というものが基本であることは御案内のとおりであります。

連座制の強化、立候補禁止等今回提案をいたしておりますが、そういうことのない形で行われることが本来の姿であります。中選挙区制のもたらす選挙風土というものがその都度選挙違反事件が起きるということにかんがみまして、従前からたびたびの改正が行われてきたこと、御案内とのおりであります。ただいま自治大臣が答弁されましたとおり、四法、そして最後の

仕上げである区割り法、これの御審議をいただいておるわけでござりますが、本格的なスタート台に立つことでござります。

こうしたことの中で、政治家みずからが決心をして、まず我が身を切る決心をすることからスタートを切ることによりまして、選挙民の皆様の共感を得なければならないだろう。健全な政党政治は、健全なまた公正な選挙活動によつてもたらされる、こういうことで御提案を申し上げております。

○保岡議員 自見庄三郎委員の今までの政治改革に対して寄せられた情熱、政党政治家としての使命感に心から敬意を表させていただきたいと思ひます。

今お尋ねのように、今般、区画定法が成立、施行されると、本年の一月に成立いたしました衆議院の選挙制度改革案を柱とする抜本制度改正といふものが完結するという運びになります。これからは政治が強いリーダーシップ、本当に創意工夫をして創造力をしっかりと手にして、そうして政治こそがこの新しい時代を開いていく原動力の中の日本の姿、こういうものを想定したときに、これは、明治以来の政治史を見ても、また戦後の政治の歴史を見ても画期的なことであります。二十一世紀に向かう我が國の国民生活あるいは世界の中の日本の姿、こういうものを想定したときに、これからは政治が強いリーダーシップ、本当に創意工夫をして創造力をしっかりと手にして、そうして政治こそがこの新しい時代を開いていく原動力であることはだれも否定する者がおりません。

そういうふうに自己診断あるいは評価されるのかといふことを、与党及び改革の提案者に質問をさせていただきたいと思います。

○自見委員 それでは次に、区割り法案についてござりますが、これは大変今論議を呼んでいるところでございますが、自治大臣にお伺いをいたします。

選挙区間の格差が二・一・三七倍であり、二倍を超える選挙区は二十八選挙区あるということとございまして、御存じのように、衆議院議員選挙区画定審議会設置法にも、「二以上とならないようすることを基本とし、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならぬ」。こういった規定があるわけでございまして、憲法のもとにおける政治の参政権の平等といふ、憲法のあるいは民主主義の基本にかかわる問題でござります。

このことにつきましては後から我が家の林義郎議員が、大変な経験と見識を持たれた議員でございますが、詳しく述べていただきたいということがあります。このことにつきましては後から我が家の林義郎議員が、大変な経験と見識を持たれた議員でございますが、詳しく述べていただきたいということがあります。

○自見委員 そのことにつきましては、後ほど林議員の方から詳しいいろいろな質問があると思いますが、次に、公職選挙法改正案の相違点でございます。

今回与野党提出の法案を対比してみると、相違点は四つあると思っております。

四つとは、まず一点は重複立候補者に係る連座制の強化でござります。二点目が組織的選挙運動の強化でござります。三点目が選挙管理委員会による買収等の刑の加重、三点目が選挙運動に関する支出の制限規定の明確化、四点目が適用関係と申しますが、いつから適用するか、こ

いう、そういう政黨のあり方や、政黨が政権を競い、政策を示して国民に判断を求めて新しい時代のリーダーシップを發揮するためには、やはり政

党間のきっちとしたルール、公正なルールを国民に示して、そういう国民の理解をいただきながら新しい時代の政党政治をつくっていくという努力も、これから超党派で、議員が力を合わせて確立していく必要があるのではないか。そういうもの

のこれは出発点である、こういうふうに認識いたしております。

選挙区間の格差が二・一・三七倍となりました。委員御承知のように、審議会の設置法三条一項で各都道府県にまず一議席ずつ配分することといた結果、最大格差二・一・三七となつたものであります。これから、都道府県間の格差が既にそこで二・八二倍となつておますが、これについて、審議会の石川会長が述べられましたように、審議会として、選挙区間の人口の最大格差は今申し上げまして、選挙区間の人口の最大格差は今申し上げましたように二・一・三七倍となつたのでござります。また、二倍を超える選挙区が御指摘のように二十九となつておますが、これについて、審議会の

石川会長が述べられましたように、審議会として、審議会はぎりぎりの審議が尽くされた結果と認識をしております。これが憲法の原則に反するものとは考えておらないところでござります。

○自見委員 そのことにつきましては、後ほど林議員の方から詳しいいろいろな質問があると思いますが、次に、公職選挙法改正案の相違点でございます。

今回与野党提出の法案を対比してみると、相違点は四つあると思っております。

四つとは、まず一点は重複立候補者に係る連座

ります。ありがとうございました。

○松永委員長
○林(義)委員

林義郎君

○林(義)委員　ただいま自見委員から御質問がありました。その中でも触れられましたけれども、一票の格差の問題について、私は少し突っ込んで御質問を申し上げたいと思います。

この特別委員会が始まるに当たりまして松永委員長から委員会を代表して質問をしておられました。重複になるかも知れませんが、私はあえて申し上げておきますが、委員長の御質問は、「新しい選挙制度は最大格差一・一三七倍で発足することとなります。これは、例えば大正十四年の中選挙区制の発足時の最大格差一・四五倍あるのは昭和二十二年の中選挙区制の再発足時の最大格差一・五〇五倍と比較してみると、大きな違いがあると言わなければなりません。」こういったお話をありますて、また、先般自治省が発表されました数字によりますと、格差二倍以上の選挙区も二十八から四十一に増加するということも言つておられるところでございます。

国会における立法は裁判所の憲法判断にたえ得るものでなければならぬという観点から委員長としては御質問になりたい、こういうことで切り出しをしておられますか、委員長、この辺は御記憶にござりますでしょうか。

○松永委員長　はい。はつきり記憶しております。

○林(義)委員　そこで、御答弁がありまして、味村参考人からお話をありました。この審議会設置法につきましては、審議会設置法そのものが国会で慎重に御審議の結果成立したものでございますので、これは当然憲法上問題がないものと考えます、それに基づいて先ほど申し上げましたような基本準をつくり案をつくったところでござりますので、この審議会の作成しました画定案は、審議会設置法案に適合するものである以上、憲法上も問題ない、こういうふうに考えておる、こういうふうな答弁がまずあつたところでござります。

しかし、「仮に具体的な定数配分規定のもとで

投票価値の不平等が存在する場合、それが国会において通常考慮し得る諸般の要素をしんしゃくしく（もなお合理的とは考えられない程度に達しているときには、原則として定数配分規定は憲法違反である）、こういうのが累次の最高裁判所の基本的考え方でありますから御指摘のありました東京高等裁判所の判決につきまして、「これは傍論として、委員長がお示しのようないふてお見えの方は、判決文を読むと、必ずしもお詫があつたように「でける限り」という形で解釈されるようなものではないというふうに私は読むところでございます。それは、ちよと長くなりますがとも、この文を改めて私は読ませておいていただきたいたいと思います。

議員定数の配分において投票価値の平等が確保されていることは、代議制民主主義の下における国家意思形成の正当性を基礎づける中心的な要素をなすものであり、国家統治の基本にかかわるのに対して、議員定数の配分において考慮される他の要素は、その性質上このようないふてお見られる衆議院について、これを構成する議員の選挙の定数を配分するに当たっては、投票価値の平等は、他の考慮要素とは異なる本質的な要素を有するのであって、議員定数について、他の要素に重点をおいた配分を行い、投票価値の平等につき他の要素と同列または第二次的な考

憲法十四条に違反するんだ、こういうことを言つておられるわけであります。

このよろな観点からすると、衆議院議員の定数を、人口以外の他の要素をも考慮して配分するとしても、選挙権として一人に一人分以上のものが与えられることがないという基本的な平等原則をできる限り遵守すべきものであつて、このことは、議員定数の配分をめぐる世論の等しく指摘するところであるばかりでなく、これまでの公選法の議員定数の改正をいすれも緊急措置あるいは当分の間の暫定措置であるとして、その抜本改正を必要としてきた国会自身の認識でもあつたといえる。

ということになります。

こうしたようなことから、今後新しい立法を国がやる場合におきましては、特に、実現すべき選挙制度の抜本改正における定数配分についても、これまでのような基準で違憲判断をするのが相当であるとはいはず、基本的に

こうしたようなことから、今後新しい立法を国會がやる場合におきましては、特に、實現すべき選挙制度の抜本改正における定数配分についても、これまでのような基準で選舉判断をするのが相当であるとはいえず、基本的に前記のような世論及び國会自身の認識に即した基準によるべきであるということをはつきりとこの高裁の判決では言つておられるわけでありまして、高裁の判決を縮めて申し上げますならば、やはり一票の原則、二票以上になつてはならないというこの原則は、私は、大変重たい原則だといふうにこの高裁は言つてゐるのだと思うのであります。こうした意味で、私は、裁判所が求めておりますのは國会のまさに憲法感覚である國会の見識であろう、こういうふうに思つものであります。

ここで私は、憲法第十四条の問題について少しえべてみました。

戦後の憲法学者である宮沢俊義先生の憲法の論文があります。「基本的人權」の中から調べてみましたがけれども、そもそも憲法第十四条の定める法のもとの平等の原則といふのは一体何だろうかということでござります。日本國憲法が近代法としてあるゆえんは、基本的人權などと並んで、こ

の法のもとの平等の原則にあると考えるところであります。フランスの一七八九年の人権宣言、革命の前の宣言であります、人権宣言が、権利において平等、フランス語でエゴー・アン・ドロワという言葉であります、またドイツのワイマール憲法、これも極めて民主的な憲法と言われたものでありますけれども、これが法の前の平等、フォーラル・デム・ゲゼツ・グライヒといったものと同じものと私たちを考えなければならないだろうといふことを宮沢先生は言つておられるわけでありまして、その解釈として、いろいろと解釈があるようであります。

古い時代にはこういう説がありました。すなわち、法律が平等に適用されるべきであるという原則でありまして、差別を内容とする法律を制定することもこれを禁止するものではありません、差別をもつてやるような法律をつくったところで差し支えないんだ、こういうふうな解釈があります。すなわち、それは立法権に対して何ら拘束するものではないという説であります。

しかしながら、この説によりますと、例え女子の選挙権を禁止をする、拒否をする、こうしたことだって法律をつくってやればできるんだ、こういうことであります。私は、これはこの法のものと平等の精神には明らかに反する、この法のものとの平等の精神は、そういう女子にも差別をしないといふところに私はこの法のもとの平等の意義があるのでうと思つてゐます。法のものとの平等とは、法を不平等に適用することを禁止するだけではありません。不平等な取り扱いを内容とする法の定立を禁ずる趣旨と私たちを考えなければならないと思つてあります。この考えなくしては、近代法におけるところの法のもとの平等とは、法を不平等に適用することを禁するだけではあります。不平等な取り扱いを内容とする法の定立を禁ずる趣旨と私たちを考えなければならないと思つてあります。この考えなくしては、近代法におけるところの法のもとの平等とは、法を不平等に適用することはできないと思うのであります。

ありました。しかし、これは政府の方は当然、先ほどお話し申し上げましたようなことで国会で審議会設置法ができました。そこでそれに基づいてやつたのでありますし、いろいろな点を考慮してやつたのですから、それは憲憲だとおっしゃるのは私は当然のことだと思うのですね。しかしながら、私たちには国会でありますから、国会が憲法をどう判断するかということを本当に私たちが考えていかなければならぬ、これは国議員の責務であろうか、こう思うわけでございます。

それで、ここで、私はうかつにして知らなかつたのですが、平成五年十一月二日に、国会に参考人として元最高裁判所の長官の岡原昌男さんが出席して、意見を述べておられます。そのときにジュリストの一九九二年六月十五日号の論文を配付しておられるという話を聞いたわけですが、

○松永委員長 岡原昌男さんが国会に今御指摘の

評価をしなければならない方だと思います。もうやめたからその人の意見は聞かないなどということはなく、やはり法律家として立派な御判断を持つおられた方でございますから、当然に私は聞いていい話じゃないかな、こう思うところであります。

そこで、ここに書いてありますのは、憲法上の平等と不平等即ち合憲と違憲との限界は、何處にあるのだろうか。それはすぐれて法律文化の問題であつて、国民の大多数がどの程度をもつて、憲法の求める平等と考えるかに係つてゐる。もとより性質上数学的完全平等はありえないが、大半の国民大衆は、その住むところによつて、投票権が半人前以下に取り扱われるとか、自分は一票だけしかないが他人は二票以上を投ずることができる、という差別の屈辱には耐えられないというのが偽らしい心情であり、一般の常識であろう。又ほぼすべての学者も最大格差二対一を超えるべき違憲と説いています。私もその考え方方に賛成である。

○林(義)委員 資料としてお配りになつたことは事実だそうで

いた際に、今おつしやつたような書類といいましょうか、資料をお配りになつたことは事実だそうですが、委員長があるいは事務局から、そういうことがあつたのかどうか、ちょっと御答弁いただきたいと思います。

○松永委員長 岡原昌男さんが国会に今御指摘の日に参考人としておいでになつて意見を述べられましたけれども、このいつた議論が、私は思つておられるところであります。

○林(義)委員 資料としてお配りになつて、恐らく議事録には載つていらないだろうと思ひますから……

○松永委員長 事実上配られただけだそうです。

○林(義)委員 改めて私は、国会の議事録にこれ

を掲載していくように、私から読み上げておきたいと思います。その方が議事録に載るためにいいのだろうと思ひますから申し上げておきますが、投票価値の平等は憲法の要請である、こういうのが第一にござります。それから、憲法上の平等ではなく、全選挙区・全国民の間の平等でなければならない。この国民多数共通の感覚を憲法解釈に取り入れるのが、裁判所の役目である、それをしておられるのが、裁判所の役目である

裁判所の違憲立法審査権が確立せず、平等の観念が国民の間に十分に行き渡つていなかつた

と思われる旧憲法時代から、選挙区間の最大格差は、大正一四年の普通選挙に全面改正の時に

は一・四九対一、昭和二年の改正の時は一・五一対一であった。新憲法下、法の下の平等が強調される最近になって却つて格差が拡大し、

私は、その法律的な見識についてはやはり相当に評価をしなければならない方だと思います。もうやめたからその人の意見は聞かないなどということはなく、やはり法律家として立派な御判断を持つおられた方でございますから、当然に私は聞いていい話じゃないかな、こう思うところであります。

そこで、ここに書いてありますのは、憲法上の平等と不平等即ち合憲と違憲との限界は、何處にあるのだろうか。それはすぐれて法律文化の問題であつて、国民の大多数がどの程度をもつて、憲法の求める平等と考えるかに係つてゐる。もとより性質上数学的完全平等はありえないが、大半の国民大衆は、その住むところによつて、投票権が半人前以下に取り扱われるとか、自分は一票だけしかないが他人は二票以上を投ずることができる、という差別の屈辱には耐えられないというのが偽らしい心情であり、一般の常識であろう。又ほぼすべての学者も最大格差二対一を超えるべき違憲と説いています。私もその考え方方に賛成である。

○松永委員長 事実上配られただけだそうです。

○林(義)委員 改めて私は、国会の議事録にこれ

を掲載していくように、私から読み上げておきたいと思います。その方が議事録に載るためにいいのだろうと思ひますから申し上げておきますが、投票価値の平等は憲法の要請である、こう

いうのが第一にござります。それから、憲法上の

平等ではなく、全選挙区・全国民の間の平等で

なければならない。この国民多数共通の感覚を

憲法解釈に取り入れるのが、裁判所の役目である、それをしておられるのが、裁判所の役目である

裁判所の違憲立法審査権が確立せず、平等の

観念が国民の間に十分に行き渡つていなかつた

と思われる旧憲法時代から、選挙区間の最大格

差は、大正一四年の普通選挙に全面改正の時に

は一・四九対一、昭和二年の改正の時は一・五一対一であった。新憲法下、法の下の平等が

強調される最近になって却つて格差が拡大し、

裁判所の違憲立法審査権が確立せず、平等の

観念が国民の間に十分に行き渡つていなかつた

と思われる

六

ろでありますし、委員長の名譽のために、また、ここにおられるところの委員会の諸君の名譽の問題にもかけて、私は、各党の方々の御同意をいただいて、立派な参考人を招致して意見を聞き、そしてまたオープンな形で御議論をしていただくことを心から望んでやまないところであります。

○松永委員長　ただいまの林義郎委員からの提言でござりますが、委員会の運営に関する極めて重要な事項についての発言でありますので、後刻理

○林(義)委員 若干時間がありますから、私は申し上げておきますが、この一票の格差の、実態的に一対二という問題と同時に、この際やはり議論をしていただいた方がいいと思いますのは、いわゆる違憲訴訟という問題であります。

道筋言語の問題は、さうしては分りと申せ
上げておりますように、現行の中選挙区制のもと
で違憲だ、合憲だ、こういうふうな問題と新しい
法律をつくったときの問題とはおのずから違う問
題があるということは当然であります、同時に
に、時間を経過して若干の修正をしたならば、そ
れでもってよろしい。かつて九増十減とか八増七
減とか、いろいろな議論をやりまして、やつた。
そういう形でやつたから、国際はそういった形
で改正する方向にある。方向にありますから、そ
の方向は持つてやつてあるから憲法違反と言えな
いんだ、こういうふうな私は解釈もあつたんだろ
うと思いますが、そうした時期的な流れの問題。

そういうことがある。そこは限定的に考えてやればいいんですよ。私は、そういうふうなふうでありますから、何かこの法律で違憲といふ判決が出たら全部とまつてしまつて、すべての国会議員が違憲になるとは私は思ひません。この辺も憲法上は争いのあるところのようであります。したがつて、そういつたものも私は同時に聞いていただくということが大変大切なことじやないかと思うんです。

アメリカでは、まあ上院は各州で一人というごとになつてます。下院は、やはり国が下院議員の数を決めて各州に割り当てるをする。各州の中でもこれを割り振るわけでありますから、各州の中でもいろいろな地域差が出たりなんかする。したがつて、そのたびごとに猛烈な選挙区の異動があるわけであります。そうしたような形でやるのが私は正しい話でありますと、とかく選挙制度というものができますと、そういうことでなくて、選挙区が常に異動してやつてもよろしいよというようなことも、私は憲法の要請するところの法のもとの平等からすればやむを得ないところであります。しあうけれども、そういうことでなくして、選挙区が常に異動してやつてもよろしいよというよつなましても、私は幅広い御検討をぜひお願いを申し上げたい、こう思つておるところであります。

理事会にかけるという委員長のお話でございますから、理事の諸君にもぜひこの点につきましての基本の問題でありますから、念には念を入れて十分な私は審議をしていただくことをお願いしておきたい。九切の功を一貫に欠くという言葉があります。私は、そういったことにならないよう、ひとつ十分慎重なる御審議を心からお願いを申し上げまして、私の質問を終わらしていただきまします。ありがとうございます。

○前田武志君。 段階を迎えました。考へてみれば、海部内閣との間に以來でござりますから、六年、七つの内閣にわたりてこの審議を続けてきたわけであります。もちろん、当初はリクルート事件等政治腐敗、政治と金との関係、そういったことで日本の政治が国民の不信を買い、まさしく政治の信頼というものが地に落ち、我々政治家の責任というものが本当に心底から問われるような事態でありました。それ以来の議論でございます。

そして、その間、いろいろの頻発するそういうスキヤンダルもあり、我々自身も深い反省の中から政治改革に取り組んできたわけでございますが、その間の、私は考えてみれば大きな、我々政治を取り巻くあるいは政治が舞台となる状況といふものが随分と変わつてまいつたと思います。

例えは、大状況から見ても、まず世界の構造そのものが大きくなつたといふこともあります。そしてまた、日本の経済社会も大きく変化をしてまいりました。もちろん、そういう大きな状況の変化の中で、政治改革の議論といふものも、私は、深みを増し、そして幅を広げていった、こういうふうに思うわけでございます。

そして、ようやくこいつの局面に達したわけでございますが、当時私も自民党にあって政治改革大綱あるいは要綱、その都度かかわってまいりましたが、そのそれぞれのステージにおいて、やはり政治改革がなぜ必要かというその認識論においても確かに随分と、当初とは深み、広がりを変えてまいりまして、その目標自体も表現においてもたしか違つた、違つたといいますか厚みを増していつた経緯がわかるわけでございます。

そして、まあ言つてみれば、健全な議会制民主主義というものを発展させていくためには、政治改革といふものは単に制度を一つ時代に合つたものに変えればそれでいいんだということではなくしに、我々政治家に課せられたたゆまざる努力をこの政治改革に統けていく、いわば議会制民主主義

の発展のために政治改革は我々に課せられた永遠のテーマではないのかなというふうに私は理解をするに至りました。そしてその間、非常に我々にとつては厳しい、苦しいあるいはつらい、そういった議論の積み重ねであったわけでありまして、そういうことを通じて我々自身も、政治に対する姿勢、考え方、随分とみずから自己改革を強いるられるような形でやってきたのではないかな、こう思うのです。

そういう面で、冒頭、我々政治家に責任があつてこういうことになつたんですから口幅つたいことは言えないわけなんですけれども、えでしてマスコミ等では、何だか形式議論ばかりじゃないとか、そのときどきのことに対して対症療法いやないかとか、いろいろ言われてまいりました。しかし、ここにおられる一人一人の政治家の方々、我々、もうそれそれがそれぞれの事情を踏まえて本当に苦しみながらここまでやつてきた。私は、それは我々自身も自己改革をやつてしまだし、それは日本の政治にとって非常に大きな意味のあることであつたということを感じておるところであります。

さて、そういうことも含めまして後ほど御見解をお聞きしたいわけですが、いよいよ区画法案が成立し、またそれに関連して腐敗防止法も成立了しますと、いよいよこの政治改革の関連法案が具体的に動き出すわけでござります。私の申し上げたような観点からすると、これは政治改革の一つの出発点であるというふうに思います。

そして、問題をもう少し近くに限つて考えましても、これだけでは済まないいろいろな、これから手をつけなければならぬ緊急の政治課題も多いと思います。例えば、参議院議員の選挙制度に関する問題についてはまだ抜本的な改革議論といふものは深まつておりますし、また地方分権がありの方等も相当抜本改革が必要なのではないか片一方で進んでおります。非常に熱心な野中自治大臣、ここにおられます、そういう中で、当然地方議会のあり方あるいは地方議会の選挙の制度のあり方等も相当抜本改革が必要なのではないか

な、こうひうふうに思つわけであります。

そういう面で、ますと野党のそれぞれ、この政治改革の問題について答弁側の中心におられる山花元担当大臣と、それから野党側にお聞きするとき同時に、自治大臣にも御見解をお聞きしたいと思います。要するに、今後の取り組み、姿勢、そういうものについてお尋ねをいたします。

○野中國務大臣 前田委員官御指摘のとおり、政治がその原点に立ち返りまして、国民の不信を払拭するためには政治倫理の確立が何よりも重要だということはお説のとおりだと考えております。

同時に、制度面について改革を実現することが必要であるという認識に立たれまして、今日までたゆまない努力が議会において、それぞれ委員初

め皆さん方のお取り組みをいただきまして、今日、選挙制度の改革あるいは政治資金制度の改革が行われ、そして今度の区割り法案が出されてきて、これが成立をさせていただきますならば、また議員提案の腐敗防止等を含めまして、一つの

御指摘のよう、選挙制度の新たな出発点になる
ということと、私も同じ認識をしておるわけでござ
ります。これを所管する大臣として、さらに今
後一層の努力を傾けていかなくてはならないと思
いますとともに、国会の改革というのは、まだ多
くのさまざま問題を持っています。

国会改革等が与野党の合意を得て、そして成案が
得られるよう、また私ども地方選挙のあり方につきましても一層研さんを深めてまいりたいと考えておる次第でございます。それぞれ関係の皆
さんの今までの御健闘、御努力に対しまして心から敬意を表しますとともに、今お説のように、新たなる出発点と認識をいたしまして、決意を新たに所管大臣として取り組んでまいりたいと存じ
ております。

○山花議員 御意見については全く同感でござります。私も四法案できたときに、政治改革もこれ

で五合目までできたのではなかろうかと、こう申

治大臣のお話のとおり、出発点に改めて差しかかっているということだと思っております。

では、四法の的確な執行を図ることだと
思っています。関連して、与野党で今回提出して
おります腐敗防止を中心とした施策についても、
合意を得て実現していただきたいという気持ちで

なお、私は与党の協議会で議論しておりますけれども、こうした施策の一環としてまだまだ残さなければいけません。

案としては、政治資金の收支の報告書について、今保存、閲覧という制度がございますけれども、今回の政党助成法を含めて同じ制度となつております。この問題について、コピーをすることを可

能にすると、いうことが取支を透明化するといふことについて大変大事ではなかろうかと与党の協議の中でも提案をしているところでござります。(まことに)た、今も自治大臣答弁されましたがれども、参議院国会改革の問題につきましては、土井議長、鯨岡副議長の具体的な提案があるわけでございまして、議会制度協議会などにおいて議論が進められ

るべきである、こう考えております。
同時に、これからステージということについても御意見ございましたけれども、私は、振り返りまして、従来の政治改革について、やはり選ばれる側の論理と申しますようか、その立場からだけ議論してきたという嫌いがあつたのじやなかろうか、そうじやなくて、選ぶ側からの政治改革の視点ということについてもつともっと議論されるべきではなかろうか、こういう思いを強くしていふところでございます。言葉をかえますと、これから政治改革の主要な視点というのは、国民の政治参加の権利というものをどうやって拡大していくか、ここにあるのではなくかと思つていま

す。政治改革の原点は腐敗の根絶であり、そして

目標は国民の政治に対する信頼を回復するといふことにあるとするならば、国民の政治参加といふことが強調されるべきだと思つています。

幾つかの具体的に議論されてきたテーマがござります。例えば選挙権を十八歳まで下げるなど、あるいは在外邦人の選挙権、あるいは在日の

外国人の選挙権の問題、障害を持つ皆さんの選挙参加の権利を運用を含めてどう実現するか、多くの課題が残されていると思いますけれども、今国会では、与野党のそれぞれ政治の浄化を目指した

法案について合意を得るということが今日的な課題であろうかと思つてはいるところでござります。

私は、明治以来の歴史、戦後の政治を考えても、世界史的に見ても大きな時代の転換期、これで今これまでの政治改革の道を総括されました。が、私も全く同感の感慨を持つものでござります。

は人類が初めて経験した、あるいは日本民族としても、二十一世紀を目前とする大きな特別な時代の転換期に生かされているということを強く感じます。そういう意味で、この転換期に果たす政治の役割をどう深く認識するかと、これが政治改革の原点、出発点であつたと思います。そういう意味では、私は今、その後、政治改革が

始まってから随分時間も経過しました。もうやがて六年になります。そして、いろいろ、政治の環境もさまざま当初予想しなかつたような変化に入つて、政界再編の大規模な流れが始まっております。こういう中で、やはり政治改革の原点を忘れてはならない、いつもそのことを厳しく見詰めなければならないと思つております。

そういう意味で、今山花提案者からも御答弁がありましたこと、具体的な例を挙げられましたのが、我々もまたともに議会人として、与野党問わ力して実現を図つていかなければならぬと思いまますと同時に、私は、日本の政治がこういう時代

に世界の中で重要な役割を持つてきた、だから国

会の論議からはつきり見えるよう、政策決定の過程が明確になるよう、そういう観点から、議員同士の討議といふものをいろいろな議案について義務づけるなど、そういうこともこれから大事なのじやないだろうか。あるいはまた制度や法律や規則だけでできない、世の中にも約束事や

慣習やマナーいろいろいい、お互い道義的規範というものを持つて社会の秩序を維持しておりますから、政党政治も、まさに新しい時代の意政の常道というものを見出すような政党間の本当に公

正なるルールをつくつて、そして政策協議にしろ、あるいは選挙運動あるいは日常生活のあり方にしきり、きちっとしたルールを求める委員会を与野党

で相つくり、そこで国民を前にそういうものの立派なものをつくっていく努力をしていくなど、あるいは超党派の議員でフォーラムを開いたり勉強会をしたり、そういう中から新しい時代の政党政治を確立していくことなどが大事だと思います

そういうことを痛感をいたしております。
しかし、今国会で我々が提案している、なからずく新しい腐敗防止の措置については、本当に政治腐敗の根本から直してほしいという国民にこなれるためには、政治にお金のかかる最も根本的原因に迫って、そして改めていくという大事な使命がありますので、まずは今国会でこれを与野党ででき

○前田委員 それでは、自治大臣に具体的な問題でちょっとお尋ねをしたいのですが、いよいよ閣連法案が施行されるわけですが、この面に関しては、ただいまの御議論でもありましたように、何といつてもまず国民の理解がないといけません。そして、新しい政治というのがこの枠組みの中で、は政党中心にもなっていくわけですが、いうべき意味での国民に対する周知徹底と、いうことが片一方であります。それからまた、そういう制度の変更に伴い、もちろん政党助成法も

導入されるわけですし、プロック単位の衆議院の比例制というのも入ってまいります。そしてまた諸国等では既に採用されているようございますが、そういうた從来と異なる新たなやり方に伴つて、事務的に相当の準備、あるいは新しいやり方といふものに伴う、それを円滑に実施するためのいろいろな作業があろうかと思います。

そういうた準備の状況についてお尋ねしたいのと、それともう一点、裏腹の関係の、申し上げた、国民に対する周知徹底の方策、これは特に腐敗防止法なんかも大きな関連が出てくると思いますが、その二点についてお尋ねをいたします。

○野中國務大臣

お答えいたします。

現在、政治改革の関連法の関係の政省令の策定に向けまして、鋭意準備を行つておるところでございます。

今回改訂によりまして、選挙の管理、執行面も想像以上に大きく変わることになるわけでございまして、これが円滑な管理、執行が行えるように、私ども十分体制を整えなければならぬと思つておるのでござります。例えば、比例選挙における立候補の受け付けのあり方等を考えましても、検討の大きな見直しをしなければならないわけでござります。

まだ私十分把握をしたわけではありませんけれども、例えは衆議院の選挙の期日が、選挙期間が十二日に短縮されました。そういう中で告示日の最終締め切りを待つて、そして選挙区選挙におきましても候補者が初めてわかるわけでもございません。それから氏名の印刷をする、投票用紙の大きさが決まる。あるいは比例につきましても、告示日最終の締め切りをもつてどれだけの政党が立候補されたかということになつて、それを把握して初めて投票用紙の大きさが決まっていくという状況でございまして、従来のような百枚計測器が開票のときに使えるわけでもないと思ひます。

そういうことを考えますと、投票箱を含めて大変な準備あるいはそれを理解するための周知徹底

といふものを十二分にやつていかなくてはならないと考えておるわけでございます。都道府県の選挙管理委員会、市町村の選挙管理委員会等に新しい制度の内容を十分御理解をいただく必要があるわけでございます。意見交換や説明会をこれからも積極的に数限りなく設けていきたいと思うわけでございます。

既に成立を見ております政治改革関連法の内容等につきましては、これまで関係団体の協力を得ましてパンフレットの配布、新聞広告等により周知に努めてきたところでございます。区割り法案を成立させていただきました後におきましては、新しい選挙区やあるいは腐敗防止策の強化について十分周知をすることに心がけなくてはならないと思い、その手段や方法を現在工夫を凝らしておりますところでござります。全力を挙げまして新しい制度の周知に取り組んでまいりたい決意でございます。また、そういう所管の政府広報事業についても積極的に取り組んでいただけるよう連携を図つておるところでござります。全力を挙げまして新しい制度の周知に取り組んでまいりましたように、その手段や方法を現在工夫を凝らしておるところでおこなわれました衆参両院におけるところでもござります。その辺どこで、いわばつじつまを合わせるといいますか、ちゃんと整合性を持たせたものにするのか、それがぎりぎりの問題であったと想ひます。

○前田委員

ただいま御答弁ありましたように、

政治を展開していく、これは我々政治家一人一人の務めでござりますから、國民とともに新しい、望ましい政治文化をつくっていくという意味において我々の努力も非常に大きな責任があろうか、こういうふうに思います。

また、先ほど林委員からも熱心な御議論があつた新しい制度に伴う投票価値の平等の問題でござりますが、これに関しては、私もずっとこの政治改革特別委員会における審議の過程で、いかに各議員の一番重要な議論の出発点になつてゐたかと

れていたようなことは我々みんな同じ問題意識で議論をしてきたというふうに思います。岡原先生のお話もございましたが、私もある岡原先生のこの御講義と申しますかお話を随分と示唆に富んだお話を聞いておったことを今思い出すわけでございますが、やはり一票の価値というものは、あるいは投票価値の平等というものは民主主義の大原則だということは我々も深く学ばせていただいだところであります。

○野中國務大臣

お答えをい

ます。

既に成立を見ております政治改革関連法の内容等につきましては、これまで関係団体の協力を得ましてパンフレットの配布、新聞広告等により周

知に努めてきたところでございます。区割り法案を成立させていただきました後におきましては、新しい選挙区やあるいは腐敗防止策の強化について十分周知をすることに心がけなくてはならないと思い、その手段や方法を現在工夫を凝らしておるところでもござります。その辺どこで、いわばつじつまを合わせるといいますか、ちゃんと整合性を持たせたものにするのか、それが

がぎりぎりの問題であったと想ひます。

また、外国の例も引かれておりましたが、これもまた今までの審議の中で各議員から非常に深い議論もされておりまして、これまたアメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、それぞれその国の議会民主主義の発展の過程、そしてその背景にある歴史的風土、そういうものも含めてそれぞれの個性が出ているということでありました。そして、最終的には、投票の価値の平等の問題と統治をしていく政治というもののわがわがその統治行為との最終的には兼ね合いの問題というところに行き着いていたのではないか、こういうふうに思ふ次第であります。

例えは、去年の百二十八国会であります

がございました。もちろんこれは中選

会としてはこれがぎりぎりの選択であったとい

うです。

ただそれは可能かもわからぬけれども、しかし現

は、九月に行われました衆参両院におきますこの

政治改革特別委員会におきまして石川会長からそ

れぞれ発言がされましたように、「一票の価値を限

りなく二に近いものに努力をしていくためには、

たしましたように、今回の区割り案につきまして

もお聞きしたかったわけでございますが、大分時

間も迫つておるようでございますので、これは自

治大臣から簡潔にひとつお考え方、政府としての

見解をお聞きいたします。

○前田委員

先ほど自見委員にもお答えをい

ましたように、今回の区割り案につきまして

もお聞きしたかったわけでございますが、大分時

間も迫つておるようでございますので、これは自

治大臣から簡潔にひとつお考え方、政府としての

見解をお聞きいたします。

○野中國務大臣

先ほど自見委員にもお答えをい

ましたように、今回の区割り案につきまして

もお聞きしたかったわけでございますが、大分時

間も迫つておるようでございますので、これは自

治大臣から簡潔にひとつお考え方、政府としての

見解をお聞きいたします。

○前田委員

腐敗防止法の方に移るわけでござい

ます。

まず、基本的には与野党とも、連座の範囲を

拡大する、そして選挙の腐敗防止に對して我々が

もう覚悟を決めて非常に厳しいみずからに責任を

負うべきである

として、国会が正當に考慮することのできる他の政

策目的ないしは理由との関連において調和的に実

からないといふぐらいの覚悟のもとにこの法案を実現させよう、こうしているわけでございます。そういう意味で、従来の連座制度の考え方とは根本的な違いがあるんだろう、私はこのように思うのですが、この点に関して、三塚委員のお考え、そしてまた保岡委員のお考えをお聞きしたい、こういうふうに思います。

○三塚議員 前田委員が政治改革に傾けてまいりました情熱をよく承知いたしておりますし、また

その情熱の根源は健全な政党政治、これを目標とす、そのためには公正な選挙制度、これに尽きる

ということで、ただいま議論されております四

法案がスタートを切る。同時に、連座制の強化を組織的選挙運動管理者という概念の中とらえて

いく、こういうことにいたしましたのは、まさに公正な選挙こそ公正な政党になるし国会構成にならう、国民の信頼がそこにおいて高まつて

いる、こういうことであります。血を出すこと

を覚悟でお互いがこれに取り組んでまいりません

と、所期の目的を達成することができません。

かねがね御案内のとおり、一八八三年、イギリス選挙腐敗防止法、大変なところでこれが可決、

決定をされ、その後イギリスの議会政治はいい形

の運営が行われておりますし、選挙違反はまさに死語になつたという歴史的な事実がござります。

そういう点で、この連座制の強化は、みずからに

その責任を課する、ここに基本がございまして、候補者たるんとする一人一人の決心とこれを貫く決意、行動がなければ画竜点睛を欠くであろう、

こういうことございまして、あえて強化策を提案をいたした、そこに尽きるわけであります。

○保岡議員 従来の連座制、これは抜本改正でつ

け加えました立候補の資格剥奪も含めて当選無効

ある、頂点にあるような立場の者だけを連座制にかけていたのでは、これは候補者あるいはそれ

を中心とする選挙運動責任者に選挙浄化の努力を促

すというところまではなかなか行かない。それが決まつておるわけでございますが、政党の方に

ついで、政黨本来の活動と政党がする選挙運動、これは具体的に分析していくましても混然一

体となつていてなかなか分離しにくい。そういう

ことは、政治とお金の関係で、政治にお金がかかる根

本から改めてほしい、そのための原因を取り除い

てほしいということが国民の期待であつただろう

と思います。それに率直にこたえるには、お金の

かかる選挙土壤を本当に一掃する、根底から意識

改革を、国民も政治家も政党も、みんなが思ひ

切つて行つてこれをなくしていくということを決

意する以外ない。

そこで、今三塚提案者からも御説明があつたよ

うに、政治生命を本当に剝奪するという、そういう厳しい制裁、こういつもとに抑止力が働いて今

申し上げたような大きな選挙土壤の改革が進んで

いく、そういうことに連なる改正だということを決

提案をさせていただいております。

○前田委員 先ほど山花議員からの答弁の中に

も、收支報告の透明性といいますか、コピー等も

含めてですね、そういった御指摘がありました

が、要するに選挙浄化の中で問題意識としては、

選挙運動が政党中心に移っていく、そういう中

で、やはり政党の本来の活動というものの自由と

いうもの、政党活動の自由というものは、これは

絶対確保しておかなければいかぬということが片

方であります。しかし、そういう中で、政党だ

からもう全く野方圖にいろんなことができるとい

うふうになつてしまふと、そこにまた選挙腐敗の

問題が起きてくるのではないかという心配もある

わけでございます。その辺もこの選挙浄化法の一

つの観点としてあるのではないかなと思うのです

ね。この選挙浄化法といいますか、これを連座を

強化して政党活動のみから責任で選挙を浄化して

いくということになれば、これはまた活発な自由な政党活動とも整合性がとれ、政治がいい方向

に動いていく、こういうことになると思います。

そういう中で、収支の報告、個人の収支につい

ては選挙法で、ちゃんと収支を明らかにし、上限が決まつておるわけでございますが、政党の方に

ついで、政黨本来の活動と政党がする選挙運動、これは具体的に分析していくましても混然一

体となつていてなかなか分離しにくい。そういう

ことは、政党とお金の関係で、政治にお金がかかる根

本から改めてほしい、そのための原因を取り除い

てほしいということが国民の期待であつただろう

と思います。それに率直にこたえるには、お金の

かかる選挙土壤を本当に一掃する、根底から意識

改革を、国民も政治家も政党も、みんなが思ひ

切つて行つてこれをなくしていくということを決

意する以外ない。

そこで、今三塚提案者からも御説明があつたよ

うに、政治生命を本当に剝奪するという、そういう厳しい制裁、こういつもとに抑止力が働いて今

申し上げたような大きな選挙土壤の改革が進んで

いく、そういうことに連なる改正だということを決

意する以外ない。

そこで、今三塚提案者からも御説明があつたよ

うに、政治生命を本当に剝奪するという、そういう

厳しい制裁、こういつもとに抑止力が働いて今

申し

ういう活動について制限的なそういうような方向というのは、私は議会制民主主義発展には反する方向ではなかろうか、こういうふうに思う次第であります。

時間が参りましたので、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○松永委員長 伊藤達也君。

○伊藤(達)委員 改革の伊藤達也でございます。

どうかよろしくお願い申し上げます。

今までの質問の中で、私たちは、政治と金のおぞましい関係を断ち切つて国民の信頼を取り戻す、そして政治が本来果たさなければいけないそういう機能を十分發揮できるような政治風土をつくつていかなければいけない、しかしまだいろいろな大きな課題があるのだ、そういう議論が与野党ともにあつたと思います。そして、それに向かってみんな一生懸命頑張っていきたい、そういう情熱も確認できたのではないかなどというふうに思います。

私は、与えられた貴重な時間の中で、より具体的な問題、特に政治腐敗について少しお伺いをさせていただきたいというふうに思っています。

まず最初に、組織的選挙運動管理者等の定義について、これは今回の腐敗防止の法案の中で非常に重要なところでありますから具体的にお伺いをさせていただきたいと思うのですが、まず、この組織的選挙運動管理者等と総括主宰者あるいは地域主宰者との関係というものをどういうふうにとらえておられるのか、あるいは総括主宰者や地域主宰者の補佐をする人たちがこの運動管理者等に当たるのかどうか、与野党の見解をお伺いしたいと思います。お願ひいたします。

○山崎(拓)議員 お答えいたします。

組織的選挙運動管理者等とは、候補者等と意思を通じた組織的選挙運動体において一定の地位にある者をいいます。

この法案の中で、組織運動管理者等とは、次のような役割を担う者でございます。

すなわち、まず第一に、「当該選挙運動の計画

の立案若しくは調整」を行なう者でございますが、これは選挙運動全体の計画の立案または調整を行う者を初め、ビラ配り計画、ポスター張り計画、個人演説会の計画、街頭演説等の計画を立て、その流れの中で調整を行う者、いわばヘッドクオーターの役割を担う者でございます。

第二に、「当該選挙運動に従事する者の指揮若しくは監督」を行う者でございますが、これはビル配り、ポスター張り、個人演説会、街頭演説等への動員、電話作戦等に当たる者の指揮監督を行なう者、いわば前線のリーダーと言えましょう。

第三点は、「その他当該選挙運動の管理を行う者」でございますが、これは選挙運動の分野を問わず、ただいま申し上げました以外の方法により選挙運動の管理を行なう者を申します。例えば、選挙運動従事者への弁当の手配、車の手配、個人演説会場の確保等、選挙運動の中で後方支援活動の管理を行なう者を指しております。

以上でございます。

○松永委員長 ちょっとと速記をとめて。

(速記中止)

○松永委員長 速記を始めて。

保岡興治君。

○保岡議員 この組織的運動管理者等とは、

形式的に見ると今山崎提案者が説明したようなものが例示として出てくると思います。実質的に言いますと、有権者の説得とか理解とか支持の求め方、またはそのための運動員のあり方、動き方、働きかけ方など、こういうものを選挙運動といふのだろうと思いますが、その計画・作戦の立案調整、それから情報の収集分析・判断に基づく計画の修正、また運動員の指揮監督、資金の調達などの管理の行為を行う者をとらえようとしている概念でございます。選挙運動体の選挙運動を一定の地域あるいは分野、その全部または一部において中心となって取りまとめていた人、あるいはそれを補佐する立場の人、その選挙運動の重要な部分の役割を分担している者、すなわちその選挙運動を行なう組織の構成員の選挙運動のあり方を決定し

実行させる行為を行う者がここに言う「組織的選挙運動管理者等」でございます。これは、条文の文言からくる、そしてまた立法の趣旨からくる解釈の基準として提案者として述べるものでございます。

○伊藤(達)委員 今具体的な例示をお示しをいたしました。

だいたわけであります、この用語というものは新しい概念であり、ある意味ではあいまいさがあるわけでございますね。国民の目から見ると極めてわかりにくいところがございます。そういう意味からすれば、今委員長からも少し御指摘がありましたが、政令等で今お話しになられたよつた具体的な例示というものをこれは明らかにする必要があるような気がするのですが、与野党の皆様方の御意見をお伺いしたいと思います。

○堀込議員 御指摘でございます御趣旨はよく理解はできるわけであります、ただし、この法文にある「当該選挙運動の立案若しくは調整」あるいは「当該選挙運動に従事する者の指揮若しくは監督」、こういうものの政令で例示的に

やるということについてはやはり問題があろうかなど。

今御答弁ございましたように、その組織的選挙運動管理者は、具体的な選挙運動の中でもどういう役割を担っているのか、どういう任務を負つているのかということで具体的に判断をされていくべきものだろう。例示的に申し上げれば、立法の与野党協議の中でも、あるいは与党協議の中でも、会社ぐるみの選挙だとかいろいろなことが現れる日本での選挙の問題になつておる、したがつて日本の選挙全体の風土を変えようということで、そういうものの規制が必要だろうという立場で立法されたものでございますので、具体的な事例につきまして先ほどもお話をございましたが、ぜひ日本選挙風土全体を変えるという立場からこういふ概念を入れたということについて御理解をいた

一方で、確かにこの連座制は政治生命剥奪という重大な結果を生ずる制度でもありますから、後で委員からも御指摘があるかと思うのですけれども、相当の注意を尽くした者については免責する

対にそういうものの選挙違反にかららないように、しっかりと、今堀込提案者も申し上げましたとおり、これは候補者を懲らしめて、あるいは選挙運動責任者を連座の対象にかけて苦しめるというよりも、それを遠巻きにするというんですか、もう絶対にそういうものの選挙違反にかららないように、ひつかられないように選挙運動をやるというよりも、それを遠巻きにするというんですか、もう絶対にそういうものに連座されることがない

がございます。

一方で、確かにこの連座制は政治生命剥奪という一方の制度を設けて、一生懸命選挙浄化の努力をするようにしむける仕組みになつておりますが、そこを御理解いただきたいと思います。

○伊藤(達)委員 今与野党から御答弁をいたい

て、保岡先生からもお話をありましたように、やはりこの概念というのはある意味では新しい概念でありますから、この立法府の場でできるだけ具体的に議論を深めて、大体こういうものがこの新

にわかるように、この後の議論の中でもぜひ深めていただきたい、そのことをお願い申し上げたいと思います。

時間もございませんので、次の質問に移らせていただきたいのですが、今のちょっとと延長線上になりますが、裏選対のことについてお伺いをした

いのです。ですが、裏選対のことについてお伺いをした
与党の方にお伺いしたいと思うのですが、裏選
対と言われるものがございますね。この裏選対と
いうものが今回の提案の中ではどういうふうに処理をされるものになるのか、お伺いをさせていた
だきたいのです。

○堀込議員 いわゆる裏選対というのも組織的運動管理者等に含まれるということはほとんどのケースがなるだろう、こういうふうに解釈をいた
しております。

今度の概念、先ほど御質問ございましたように初めての概念でございますが、いわば一定の組織をもつて行う選挙運動体それぞれにやはり該当するもので、それぞれ適用が行われるというものでございまして、いわゆる裏選対につきましても、それが一定の組織的な仕組みで選挙運動が行われる以上、それも対象になる、こういうことでござります。

○伊藤(達)委員 この裏選対の問題の中で、過去の事例の中で極めて、裏選対自体が悪質なものであります、着目すべき事例があるのですからせひ御指摘をさせていただきたいのですが、これは愛媛県のケースなんですが、過去、前回の統一地方選挙をして総選挙で、不在者投票の悪用による買収事件というのが行われたわけであります。この事件について警察庁は承知をしておられるかどうか、お伺いをしたいのです。

○栗本説明員 お答えいたします。

ただいまの先生御質問の愛媛県の現金買収事件につきましては、昨年の総選挙におきまして愛媛県警において不在者投票に絡む公選法違反事件を検挙し、その旨の報道があつたことを承知しております。

○伊藤(達)委員 この事件では、実は暴力団が非常に深くかかわっておりまして、過去六、七年の選挙の中で、暴力団がある意味ではその元締めになつて、不在者投票をする人たちとのネットワークというのを積み重ねていって確実に票を出しているわけであります。

私自身、これが全国に広がっていくということを非常に危惧するわけでありますが、この点についてやはり警察の方でもしっかりと取り締まりをしていただきたいというふうに思つておられるのかどうか、お伺いをさせていただきます。

○栗本説明員 お答えいたします。

○伊藤(達)委員 お尋ねの件を含めまして、警察としては、刑罰法令に触れる事実が認められるならば、今後とも厳正に対処してまいります。

ただいまの御質問、今後の取り締まりを強化せよとの御質問だと思いますが、お尋ねの件を含めまして、警察としては、刑罰法令に触れる事実が認められるならば、今後とも厳正に対処してまいります。

○伊藤(達)委員 お答えいたします。

この裏選対の問題の中

でございまして、いわゆる裏選対につきましても、それが一定の組織的な仕組みで選挙運動が行

われる以上、それも対象になる、こういうことでござります。

○伊藤(達)委員 この裏選対の問題の中

でございまして、いわゆる裏選対につきましても、それが一定の組織的な仕組みで選挙運動が行

われる以上、それも対象になる、こういうことでござります。

ういうふうにとらえておられるのか、お答えをい

ただきたいと思います。

○中川(秀)議員 我々が今回お尋ねの趣旨の支出

規

定

の

規

定

の

規

定

の

規

定

の

規

定

の

規

定

の

規

定

の

規

定

の

規

定

の

規

定

の

規

定

の

規

定

の

規

定

の

規

定

の

規

定

の

規

定

の

規

定

の

規

定

の

規

ういうふうにとらえておられるのか、お答えをい

ただきたいと思います。

○中川(秀)議員 我々が今回お尋ねの趣旨の支出

規

定

の

規

定

の

規

定

の

規

定

の

規

定

の

規

定

の

規

定

の

規

定

の

規

定

の

規

定

の

規

定

の

規

定

の

規

定

の

規

定

の

規

定

の

規

定

の

規

定

の

規

ういうふうにとらえておられるのか、お答えをい

ただきたいと思います。

○中川(秀)議員 我々が今回お尋ねの趣旨の支出

規

定

の

規

定

の

規

定

の

規

定

の

規

定

の

規

定

の

規

定

の

規

定

の

規

定

の

規

定

の

規

定

の

規

定

の

規

定

の

規

定

の

規

定

の

規

定

の

規

定

の

規

ういうふうにとらえておられるのか、お答えをい

ただきたいと思います。

○中川(秀)議員 我々が今回お尋ねの趣旨の支出

規

定

の

規

定

の

規

定

の

規

定

の

規

定

の

規

定

の

規

定

の

規

定

の

規

定

の

規

定

の

規

定

の

規

定

の

規

定

の

規

定

の

規

定

の

規

定

の

規

定

の

規

ういうふうにとらえておられるのか、お答えをい

ただきたいと思います。

○中川(秀)議員 我々が今回お尋ねの趣旨の支出

規

定

の

規

定

の

規

定

の

規

定

の

規

定

の

規

定

の

規

定

の

規

定

の

規

定

の

規

定

の

規

定

いほどわかります。この論議を通じまして決めていくということになろうかと思つております。政治改革は、これに関連する法律は全党一致が望ましいことは大前提でござりますから、そういう意味で論議はしかと承つておきます。提案は提案であります。

○ 笹川委員 最後の方は非常によく理解ができますし、我々もそういうことでお互いに努力をして、なるべくいいものができるようにしていきたく思つております。

これは話は余分であります、三塚先生、実は交通違反、交通標識ができますと一週間は大体指導期間なんですね。すぐ捕まえないのでですよ。ところが、一週間を過ぎますと、これは一時ストップも駐車違反も、字が読めるわけですからもう全部検挙されるわけであります。

道路交通法とこの公職選挙法を一緒にするつもりはありませんけれども、周知徹底の期間というのをやりようによつては幾らでもできると思うのですね。例えば自治省にしても、お金をどうやってかけていただくなによつては、相当僕は深く国民にPRすることは短期間でも十分に可能だと思います。ですが、自治大臣いかがでしょうか。

○ 野中國務大臣 今お尋ねの件につきましては、周知徹底につきましては私ども可能な限り国民の理解を得るよう努めてまいりたいと存じております。

地方選挙につきましては、私のお答えする範疇にありませんので御了承をいただきたいと存じます。○ 笹川委員 それではちょっと自治大臣にお尋ねしますが、実はきょうの新聞、日本経済を見まして、大蔵省が公的助成について、「政治派閥横断の会で大臣が公的助成について、「政治改革の美名に隠れて選挙制度だけを変えることが本当に(国民)ためになるのか。政党が自分で金を集められないからといって国民の税金から持つ

てくるのが良いのか」という疑問のお話をされたということとあります。これは確かに政治家はみんなそれぞれの考え方がありますので、それを発表すること自体は私は決して悪いことではないと思いますが、やはり自治大臣といいまさに選挙の元締めといいますか、政府の法案も出ているわけでありますので、なるべくそういうさざ波の立つような、また国民の側からすると、所管の自治大臣ですら疑問を呈しているようなものを持たれて、国会でそんな長く審議してやるのかというようなことを実はきょう支持者から電話をいただきまして、私はよもや大臣がそんなことを、きょうからやるのにゆうべそんなことを言うはずがないなと思って実はこう新聞を見たわけであります。が、この新聞の内容については間違いございませんか。

○ 野中國務大臣

私は、ゆうべ仲間の会合に出ま

して、十月の十三日共産党の穀田議員から本会議で質問をいたしました際に、私が六月のたしか二日であったと思ひますけれども予算委員会で質問をいたしましたことに触れられて質問がございましたので、これについて私の当時の気持ちを披露をいたしました。

きのう、ちょうどそういう政治のうねりをつ

くった仲間の会でございましたので、共産党の議員の方からこういう質問をいたしたときに私は自分の考えておる心中を吐露をいたしましたと、しかし今この法案をお願いをする自治大臣という仕事について、自分の運命的なものを感じながら、まあ政党助成については与野党合意の上で、共産党を除いて政党の任意団体を法人化する合意

がなされて鋭意その法案化への努力がされておりましたが、これを聞いてうれしく思つておるという旨を申し上げたわけでございまして、過去の話について申し上げたわけでございます。

○ 笹川委員 いささか仲間に大蔵省が後世どういうような評価をされるかということ、これは私ども政治家それぞの努力でもありますし、また政党がこの法案に沿つてどういう形で政治改革をしつかりと進めていくかということにもつながつていくと思います。賛成の方も反対の方もそれはあると思います。私自身も、今までの制度の問題につきましてはかねてより単純小選挙区が一番いいと思っている者の一人であります。

○ 笹川委員 聞いてよかつたと思うのですね。新聞の方は先だけしか書いてないものだから、自治大臣の後の方は、全く運命的なんというものは、まさに今まで仮に議員として中選挙区がいいとかいろいろおつしやっていた人はたくさんいるけれども、その役職につければもうこれはしようがない。どうぞひとつ運命とあきらめて、みんなそうだと思いますが、やはり自治大臣といいまさに選挙の元締めといいますか、政府の法案も出ているわけでありますので、なるべくそういうさざ波の立つような、また国民の側からすると、所管の自治大臣ですら疑問を呈しているようなものを何で国会でそんな長く審議してやるのかというようなことを実はきょう支持者から電話をいただきまして、私はよもや大臣がそんなことを、きょうからやるのにゆうべそんなことを言うはずがないなと思って実はこう新聞を見たわけであります。が、この新聞の内容については間違いございませんか。

○ 野中國務大臣

私は、ゆうべ仲間の会合に出ま

して、十月の十三日共産党の穀田議員から本会議で質問をいたしました際に、私が六月のたしか二日であったと思ひますけれども予算委員会で質問をいたしましたことに触れられて質問がございましたので、これについて私の当時の気持ちを披露をいたしました。

きのう、ちょうどそういう政治のうねりをつ

くった仲間の会でございましたので、共産党の議員の方からこういう質問をいたしたときに私は自分の考えておる心中を吐露をいたしましたと、しかし今この法案をお願いをする自治大臣という仕事について、自分の運命的なものを感じながら、まあ政党助成については与野党合意の上で、共産党を除いて政党の任意団体を法人化する合意

がなされて鋭意その法案化への努力がされておりましたが、これを聞いてうれしく思つておるという旨を申し上げたわけでございまして、過去の話について申し上げたわけでございます。

○ 笹川委員 いささか仲間に大蔵省が後世どういうような評価をされるかということ、これは私ども政治家それぞの努力でもありますし、また政党がこの法案に沿つてどういう形で政治改革をしつかりと進めていくかということにもつながつていくと思います。賛成の方も反対の方もそれはあると思います。私自身も、今までの制度の問題につきましてはかねてより単純小選挙区が一番いいと思っている者の一人であります。

○ 笹川委員 聞いてよかつたと思うのですね。新聞の方は先だけしか書いてないものだから、自治大臣の後の方は、全く運命的なんといいうものは、まさに今まで仮に議員として中選挙区がいいとかいろいろおつしやっていた人はたくさんいるけれども、その役職につければもうこれはしようがない。どうぞひとつ運命とあきらめて、みんなそうだと思いますが、やはり自治大臣といいまさに選挙の元締めといいますか、政府の法案も出ているわけでありますので、なるべくそういうさざ波の立つような、また国民の側からすると、所管の自治大臣ですら疑問を呈しているようなものを何で国会でそんな長く審議してやるのかというようなことを実はきょう支持者から電話をいただきまして、私はよもや大臣がそんなことを、きょうからやるのにゆうべそんなことを言うはずがないなと思って実はこう新聞を見たわけであります。が、この新聞の内容については間違いございませんか。

○ 松永委員長 増子輝彦君

一日も早く国

会の成案になることを心から念じつ質問を終わらせさせていただきます。ありがとうございます。

○ 増子委員 開拓するわけですか

、だからその点は、特に国會議員が自分の選挙区を変えるということは並み大抵じゃない。農家の皆さんにしてみれば農地を変えて他人の農地に行くなどということをぜひひとつ御理解をいただいて、私はこの法案が一日も早く国会の成案になることを心から念じつ質問を終わらせさせていただきます。ありがとうございます。

○ 松永委員長 増子輝彦君

一日も早く国

会の成案になることを心から念じつ質問を終わらせさせていただきます。ありがとうございます。

○ 増子委員 改革の増子輝彦でございます。

今、運命的だという発言が出ました。そのお話は、自治大臣が本会議場で答弁をされたことを私は大感銘深く実は承ったわけでございます。

○ 増子委員 改革の増子輝彦でございます。

はり六年にわたって政治改革を、いろいろ賛否両論はありながらやらなければならないというこ

とでようやくここまでこぎつけた、あとわずかのところでのこの政治改革関連法案が成立するということ、ある意味では私はこの法案は今世紀の中で最も重要な法案の一つではないのかな、そういう認識を実は持っている一人でございます。

いずれにしても、今後この選挙制度改革を含めた法案が後世どういうような評価をされるかということ、これは私ども政治家それぞの努力でもありますし、また政党がこの法案に沿つてどういう形で政治改革をしつかりと進めていくかということにもつながつていくと思います。賛成の方も反対の方もそれはあると思います。私自身も、今までの制度の問題につきましてはかねてより単純小選挙区が一番いいと思っている者の一人であります。

○ 増子委員 解散権はございませんが、選挙をや

すが、やはりこれはこれとして、今度の制度改革でしっかりと政治改革を進めて国民の信頼をかけられた使命である。そういうふうに強く認識をいたしておりますが、やはりここ大事な胸突き八丁の最後の場に参りましたので、どうぞひとつこれに積極的に最後まで御努力をいただきますようお願いを申し上げておくところでございます。

つきましては、まず最初にお伺いをしたいことは、今回のこの法律、区割りを含めた関係法案が成立をした後、実は公布の後一ヶ月の周知期間が設けられています。そうしますと、理窟上は、先ほど三塚先生が解散はない、私は政局の安定を図っていくんだということでお話をされましたが、三塚先生が総理大臣であれば私はこれをまだ総理大臣ではないということでございます。その後、実は公布の後一ヶ月の周知期間が設けられています。三塚先生が総理大臣であれば私はこれをまだ総理大臣ではないということでございませんので、これは何ともいたし方ございません。

それに関しまして、理論上は、これは周知期間内に解散

をすることは可能であり、そしてまた施行日の前日に公示をすれば現行中選挙区のまま選挙が行われるという可能性は実はあるわけであります。しかし、ここまで来て果たしてこういうことが許さないことがあります。周知期間内における選挙があるというようなことがあつてはならないと思いますので、解散権は当然自治大臣にはございませんが、この辺の考

えにつきまして大臣の所見をお伺いいたしたいと

思います。

○ 野中國務大臣 今増子議員お説のとおり、解散

らないということではなくて、これは主管の大臣としてやはり十分お考えをいただき、この法律を成立させ、さらに施行日がきちっと決まりました段階で、新しい選挙制度によつて選挙を行つていただくことが我々の責任だと思いますので、改めて申し上げておきたいと思います。

次に、実は、この新しい選挙制度が成立をいたしましたと、国會議員の選挙、当然小選挙区比例代表並立ということになつてくるわけでござります。しかし、実は、この新しい選挙制度が成立をいたしましたと、国會議員の選挙、当然小選挙区比例代表並立ということになつてくるわけでございます。

かつてこの委員会で私自身も質問をしたことがあります、今後の課題といいたしまして、この制度が、小選挙区が、当然地方の選挙というものにも波及をしながら、そしてまたその制度改革といふものに及んでいくことは避けられないのではないかだろうか。やはり、地方自治の振興というのも含めながら、国選挙に合わせて地方選挙がこういう形でしっかりと連動しなから制度を改革していくということは大事な私は要点ではないかと、ふうに思つてゐるわけですが、この地方への導入について、大臣としてどういふうにお考へかをお伺いをしたいと思います。

○野中國務大臣 地方公共団体の選挙制度の改革

につきましては、國の選挙制度との整合性の観点

からとらまえていかなくてはならないことは必要

でござりますが、國選挙と異なります事情、例

でござります。また、地方における政党間

の選挙でござります。また、地方制

度の改革とも調整をしながら、今後鋭意検討され

るべき課題だと存じております。

○増子委員 私は、当然首長選挙あるいは議員選挙、これからこの制度が成立した後、時間はかかるかもしれません、当然公的助成の問題も含めながら、そのような形に変わつていかざるを得ないし、また変わっていくことが必然性であろうと思つておられますし、そういうことを我々は努力をしていかなければならぬのではないかという

ふうに思つてゐるわけですが、この件について大臣のお考へを承りたいと思います。

○野中國務大臣 国外に居住し、あるいは滞在す

る日本人の方々について選挙権行使する機会を

保障するということは重要なことであると考えておられます。今委員御指摘のように、五十九年、こ

の在外選挙法案が政府提出されましたけれど

ふうに考へておきたいところでござります。これは自らの責任だと思いますので、改めて申し上げておきたいと思います。

次に、実は、この新しい選挙制度が成立をいたしましたと、国會議員の選挙、当然小選挙区比例代表並立ということになつてくるわけでござります。

かつてこの委員会で私自身も質問をしたことがあります、今後の課題といいたしまして、この制度が、小選挙区が、当然地方の選挙というものにも波及をしながら、そしてまたその制度改革といふものに及んでいくことは避けられないのではないかだろうか。やはり、地方自治の振興というのも含めながら、国選挙に合わせて地方選挙がこういう形でしっかりと連動しなから制度を改革していくということは大事な私は要点ではないかと、ふうに思つてゐるわけですが、この地方への導入について、大臣としてどういふうにお考へかをお伺いをしたいと思います。

○野中國務大臣 地方公共団体の選挙制度の改革

につきましては、國の選挙制度との整合性の観点

からとらまえていかなくてはならないことは必要

でござりますが、國選挙と異なります事情、例

でござります。また、地方における政党間

の選挙でござります。また、地方制

度の改革とも調整をしながら、今後鋭意検討され

るべき課題だと存じております。

○増子委員 私は、当然首長選挙あるいは議員選挙、これからこの制度が成立した後、時間はかかるかもしれません、当然公的助成の問題も含めながら、そのような形に変わつていかざるを得ないし、また変わっていくことが必然性であろうと思つておられますし、そういうことを我々は努力をしていかなければならないのではないかという

ふうに思つてゐるわけですが、この件について大臣のお考へを承りたいと思います。

○野中國務大臣 国外に居住し、あるいは滞在す

る日本人の方々について選挙権行使する機会を

保障するということは重要なことであると考えておられます。今委員御指摘のように、五十九年、こ

の在外選挙法案が政府提出されましたけれど

ふうに考へておきたいところでござります。これは自らの責任だと思いますので、改めて申し上げておきたいと思います。

次に、実はこれも前の政治改革特別委員会のときに御質問を申し上げた件であります。特に、政治改革特別委員会、海外の行政視察を含めてこの委員会がオーストラリアに、あるいはマレーシア方面に行つたときに、海外在留邦人の選挙権の問題について報告書をまとめているわけでございます。

かつて、昭和五十九年に海外在留邦人に選挙権を認めるという案が出された経緯があるようですが、残念ながらこれが廃案になつたといふ経過がございます。現在、外務省の調査によりますと、四十六万人を超える方が今海外に住んでおられる。これは今度の小選挙区というものを考えておきたいと思います。大体一人近くの議員を有する数に、有権者に匹敵するわけでございます。

○野中國務大臣 海外在留邦人の選挙権の問題、今後の政治改革

という点からおきましても、これは十分検討せざるを得ない、むしろ積極的にこの問題は検討していく必要があります。今度の選挙制度だけを変えるとか公的助成をするとかいうことでござりますが、國選挙と異なります事情、例えば地方公共団体の長は、委員御指揮のように住民が直接する選挙でありまして、いわば大統領制の選挙でござります。また、地方における政党間の状況などを念頭に置きながら、あるいは地方制度の改革とも調整をしながら、今後鋭意検討されるべき課題だと存じております。

○増子委員 私は、当然首長選挙あるいは議員選挙、これからこの制度が成立した後、時間がかかるかもしれません、当然公的助成の問題も含めながら、そのような形に変わつていかざるを得ないし、また変わっていくことが必然性であろうと思つておられますし、そういうことを我々は努力をしていかなければならないのではないかというふうに思つてゐるわけですが、この件について大臣のお考へを承りたいと思います。

○野中國務大臣 国外に居住し、あるいは滞在する日本人の方々について選挙権行使する機会を保障するということは重要なことであると考えておられます。今委員御指摘のように、五十九年、この在外選挙法案が政府提出されましたけれど

も、残念ながら、審議、質疑を得ることなく、六十年に衆議院解散によつて廃案となつた経過は御承知のとおりでございます。

こういった経過や、あるいはどのようにして選挙の公正さを確保するか、あるいはまた限られた選挙期間の中で適正かつ円滑な執行がどのようにできるか、こういったさまざまな観点を踏まえまして、今後、関係省庁とも協議の上で、総合的にかつ積極的に検討を加えていきたいと存じております。

○増子委員 今大臣がおっしゃったとおり、総合的にやつていかなければならないことは当然でございます。

この政治改革特別委員会のさきの調査報告書を見ますと、確かに多くの問題点はあるわけですが、これは、英知を集めて努力をすれば必ず

解決できるものだと私は考えております。これはやはり、一日も早く海外在留邦人の選挙権はやつていただくことが大事かと思っておりますので、どうぞ大臣積極的に、これも運命的なものかと思

いながらお進めいただければ大変ありがたいと思います。ただしこれが大事かと思つておりますので、どうぞ大臣積極的に、これも運命的なものかと思

いながらお進めいただければ大変ありがたいと思

いますし、ぜひ政治改革の一環としてお進めいた

だきたい、そういうふうに思つております。

○野中國務大臣 次に、実は日本の人口構造は大変高齢化・少子化という形になつてきてることは御案内のとおりでございます。今後の産業構造等を含めまして、この人口構造が極めて日本の国家そのものを揺るがしていくことになつていくわけでございます。

○野中國務大臣 そこで、この問題は、単にそれだけの

韓国を除きましてはほとんど、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ等先進諸国では十八歳を

も先ほどの海外在留邦人の選挙権と同じように、積極的に検討していかなければならぬ重要な政治改

革の一環ではないのかな、そういうふうに認識をいたしておりますところですが、これについては思つていております。

○野中國務大臣 ですから、この選挙権の引き下げ、やはりこれ

も先ほどの海外在留邦人の選挙権と同じように、積極的に検討していかなければならぬ重要な政治改

革の一環ではないのかな、そういうふうに認識をいたしておりますところですが、これについては思つていております。

○野中國務大臣 今委員御指摘のように、日本と韓国を除きましてはほとんど、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ等先進諸国では十八歳をもって選挙権を付与しておるわけでございます。

○野中國務大臣 ただ、選挙権の年齢というのは、単にそれだけの問題で扱うことができるわけは委員も今触れら

れておりませんとおりでございます。つまり、民法上の成人年齢やあるいは刑法の取り扱いなど、法律体系全般との関連も十分に考慮しながら検討すべき事柄

であると考えておるのでございます。

○野中國務大臣 御承知のように、我が国は民法では二十歳、少

年法においても二十歳を成人としておるわけですが、これまでも二十歳を成人としておるわけですが、

多分それぞの先生方も今触れたことは同じだと思いますが、皆さんが二十歳になれば選挙権を有

するんですよというようなあいさつをされるかと思います。この選挙権の問題、当然二十歳からと

いうことで我が国では今決まっているわけでござりますが、やはりこれからの日本の社会を考えいく中で、どうしてもこの引き下げという問題も

きたいと思います。

○増子委員 この件もぜひ積極的に検討してお

りたいと思います。

これは、大臣は大臣になられる前から公的助成について非常に慎重であった。先ほどのお話をありましたとおり、いろいろな問題を含んでいらっしゃることは終始一貫した実はお考えでござります。国民一人当たり二百五十円、総額にすれば三百九億円。これは決してばかにならない実は金額でございます。この公的助成をやることについて、大臣のます基本的な考え方を改めてお伺いをしたいと思います。

多少なりの御負担をいただくということもこれ一つの方法なのかななどということを考えれば、この公的助成の意義なりあるいは大事な点を十分我々は勘案しながら政治活動をしていくことが政党、政治家とも必要なことになりますので、我々、心してやつていかなければならないということを私は改めてここで申し上げておくところでございます。

ですか。大臣としては企業献金は廃止すべきだとうふうにお考えでござりますか。

○野中國務大臣 今後、国会の御論議をいただいて、廃止を含めて見直されるべきものだと考えております。

○増子委員 公的助成の問題もそうであります
が、ここは極めて今後私どもにとつても大事なボ
イントだと思います。今後、論議あるいはこの制
度が取り入れられた後のいろいろな運用等を見な

信頼されなければ支持もされませんし、また政党が発行する宝くじというのも当然買つてもらえないというような形に実はなっていくわけであります。日本でも岡野加穂留先生がこの問題を、この宝くじについて実は論文を書いているものがございます。

そういう意味で、企業献金はすべて悪ではないと私も思つております。当然、企業献金も大事なもの一つであらう、公的助成も国民が負担をします。

私が一人の政治家として考えてまいりましたことは、今増子委員御指摘のとおりでございまして、特に政党は任意団体で法人格を有しない。そこに、一方において国民に増税を求めるような環境の中で安易に税金から助成を受けているというのは私ども心しくてはならない問題であると考えて、今まで、政党法、そして政党の活動の自由を保障する中における法人格の付与等について、時々関係の皆さん方にお願いをしてきました次第であります。おかげで与野党協議をされまして、共産党を除きまして、この法人格の付与を政党活動の自由を保障しながら立法化をお考えをいただいておるということを承りまして、私も念願といったました政党助成のあり方として第一歩を踏み出すことができると喜んでおる次第で

かかるわけであります。公的助成二百九億円でてはばかにならない金額であります。今度の企業献金は、政治資金規正法の改正の中で多少といいますか、かなり厳しくなってまいりましたし、五年後にはこの問題についても見直すことになりますが、されども、この公的助成と企業献金のかかわり合い、この辺については大臣はどうのようにお考になつておられるか、お聞かせいただきたいと思います。

○野中國務大臣　今回の政党助成、そして五年間の一応企業・団体等の献金、こういう問題について、個人として私考えを持っておる者でございますけれども、法案として成立をいたし、そして現行の個人を中心の選挙やあるいは政治活動を政党中

から私ども検討していくかなければならぬと思つてゐるわけであります。

そういう中で、さはさりながら、やはり政党あるいは政治家に当然一定のお金がかかるというふことは、これ否定できないものであります。そろそろうちで、お金と政治のかかわり合いをきれいにすること、これは当然政治改革の一番の目的であろうと私は思つてゐるわけであります。そういう中で、やはり政党がしっかりと自助努力をしていくこと、これ極めて私は大事なことだと思うわけであります。

まず、政治そのものが国民の皆さんに信頼をされる、そしてその中で、公約やあるいは理念や政策というものを堂々と掲げて選挙に勝ち抜いていくということは当然のことであります。その中

るといふことも大事なものであらうと思つてはお
ります。しかし、それに頼るということだけではな
くて、先ほど申し上げたとおり、やはり政党が、
我々政治家が、もつともつとやはり国民の皆さん
に信頼をかち得られるような政党活動なり政治家
活動をしていくことによつて、選挙にも勝つとい
うことと同時に、その信頼を何かの形で、当然金
銭的な自助努力というものに振りかえていくこと
が可能であるとするならば、私は、政党振興宝く
じのようなものを実は発行いたしまして、これを
やっていくというスウェーデンのような例に倣つ
ていくことも、あるいは一つの今後の政治改革の
一環ではないのかなど。

それによつて、当然政党が発行する要件やいろ
いろな問題は幾つかあるかと思いますが、支持さ

○増子委員 今の大臣の御答弁、私はぜひ、蒸し返すようではあります、昨日のようなやはり発言というものはそれにそぐわないというように認識をここで改めていたしたいと思いますので、どうぞ、個人的にはまだ軽然としないものがあるかと思ひますが、一応この公的助成、今後我々が今まで以上にしっかりとこの面については公平公正に、あるいは襟を正しながらやつていくということは大事なことでありますし、また場合によつてはこれも見直しということも含めて考えていく時期があるかと思ひます。

提において、政黨の財政基盤の確立強化のため、いわゆる政黨助成が公費をもつて考えられるに至った、こういうことでございまして、ある意味において、民主主義のコストというべきものを政党の政治活動の経費を国民で負担していくこうと、そういう考え方が今回の法改正の私は基本であると思つておるのであります。

また、企業等の団体献金につきましては、改正法の施行後五年を経過した場合には資金管理団体に対するものは禁止措置を講ずるとともに、政党、政治資金団体に対する献金のあり方についても見直しを行うものとされており、廃止を含めて検討がされるものと考えております。

○増子委員 企業献金については、大臣、いかが

並立ということになつていけば、二大政党あるいは三極構造という形の中で政党がそれなりに收れんされていくことは、これ当然の成り行きだと思つてゐるわけであります。そこで、政党にも一定の経費がかかるといふときに、企業献金あるいは公的助成というものだけで果たしていいのだろうか、もつともつと何かの自助努力を私はする必要があるのではないかということを常に考えてゐるわけであります。

そういう中で、実はスウェーデンがある一つのおもしろい試みをやつていた。今もやつてゐるのかもしれません、それをお聞きいたしております。それは政党宝くじというものを実は取り入れている。これによつて、その政党がやはり国民に

○野中國務大臣 委員御指摘の、政黨のあり方として政黨が過度に国家に依存するというのは、私はやはり戒めなければならないことであると思うのでござります。したがいまして、政黨の財政基礎強化のための自助努力というのは、さぞかし重ねていかなくてはならない、こう思います中に、今御提案の政黨の振興宣言じというのも一つの提案であると存ずる次第でござります。

聞きますと、イギリスにおいては、それぞれ政黨が地方において宝くじを発行しておる。あるいは、それから三塚先生にちよつと所見をお伺いをしたいと思います。

はスウェーデンにおきましても、これは政党助成もありますけれども、むしろスウェーデンでは少額で、これによって国民の投票率を上げていくという、そこに力点を置いてやられておると聞いておるのでございます。

いずれにいたしましても、先ほど仰せがありましたように、政党の財政基盤確立のための自助努力を積み重ねていくということは重要なテーマであると存じておる次第であります。

○三塚議員 自治宝くじの勧進元、野中自治大臣、自治大臣としてというよりも恐らく政治家としての御発言かなと思うのです。

増子委員のお話もそれなりのアイデアだと思いま

すが、どんなものでしようか。宝くじというのは当たった人と当たらない人と、こうあるわけでしょう。多分に、そんなことが政治、政党、こういうものの基本的な問題にどうかかわり合っているのか。かつて、保岡提案者の著書にもそれが載つておりましたことを、小生覚えております。

それはそれとして、自助努力は、各政党が広く党員になつていただくための政策活動、政治活動を展開すること、これに全力を尽くすということは政党政治が成長していくのではないのかな、こんなふうに思いまして、せっかくの提案ですが、なかなかいいアイデア、それはいいね、こういうところまでいかぬことは残念であります。

○増子委員 政治資金はやはり第三者や外部から干渉されないので、私は政党財政の自主確立をすることがやっぱり大事なポイントだというふうに思つておる。これは栃木県が発売する一つの参考であります。主として地域医療等振興自治宝くじというようなものも実は出しているのですね。こういったものも含めまして、これはアイデアでなくして、各國、今大臣もおっしゃつたところではなく、イギリスやスウェーデンでも取り上げられている。これは自主的な財政の確立、やっぱり政党がそれなりの努力をしなければ、これは買つてもらえないのですね、政党が発行する要件がいろ

いろありますけれども、どうも日本で、サッカーキーもなかなかこれは導入できませんが、くじもしたくないといふにいたしては、我々それぞれの政党なり、やはり団体が真剣に考えることも必要かなことになつて、イメージ的にあるのかなと思いますが、大臣からは前向きの御答弁をいただきまし

たので、これについては、我々それぞれの政党なり、やはり団体が真剣に考えることも必要かなと。これについてどうでしょうか。改革側の方の提案者で、茂木委員、これについて何か見解ございませんか。

○茂木議員 今御指摘ありました栃木県の出身であります。政党的振興宝くじについて、委員御指摘のように、今後の政治資金の集め方、今までの特定の企業や団体を中心としたものから、広く薄くオープンでありクリーンな資金集め、そういう方向に政党みずからが責任を持って変わつていく必要があると思います。また、その中で今後の政党の役割でございますが、さまざまな面で国民の政治参加を促し、そして党員を圧倒的にふやし、その中で、本当に魅力ある政党、そして信頼される政党が選ばれていく、このような形に変わつてまいりたいと思います。

こういう二つの視点から、私は、委員御指摘の政黨宝くじ、政黨振興くじ、これは今後的重要な検討テーマの一つに当てはまると考えております。

ただ、具体的な実現に当たりましては、発行主体と業務委託の関係、それからくじの具体的な方式、購入者の権利の問題、法制度の整備等いろいろな検討課題がございますので、個人的には、与野党の間でまず早急な検討を始め、こういうことが望ましいのではないかと考えております。

○野中國務大臣 今、増子委員から御提案されま

るところに力を入れて申し上げましたので、あしからず御了承をいただいておきたいと思います。

○増子委員 お金と政治のかかわり合い、とにかくこれは最も大事な私どもの課題だと思っておりま

す。公的助成、やっぱりなかなか国民から見られ

ば納得がいかない部分も、大臣がおっしゃるとお

ります。公的助成で国民の税金から使うにもかかわら

ず、選挙違反はいっぱい出るわ、腐敗は生ずる

わ、全くイギリス型の選挙淨化というものがなさ

れないという形であれば、私は一体何の改革だつたんだということになると思うのです。ですか

ら、これはよく言われるますますぶん板選挙に

なりお金がかかるのではないかということを、お

隣の韓国の例に例えておつしやられるかなりの方

もいらっしゃいますが、韓国も、実は今回、大統領権限でこの選挙淨化法、いわゆる連座制の強化

とか法定選挙費用の上限等、三つのものを決めて徹底的にこの選挙淨化をやろうということになりま

す。私ども、この新しい選挙制度の中において、先

ほど来申し上げている政治改革の最大の大事なボ

イントは、お金と政治のかかわり合いだと思って

いるわけであります。ですから、そのときに、選

挙違反を起こし、お金がそこに余りにもかかり過ぎるから、そういうものの因果関係が常に断ち切

れないんだというようなことを当然断ち切るため

に、三塚先生を中心として、あるいは保岡先生を

中心として双方ともこの問題に積極的に取り組ん

でいただいたと、そういうことを大変私は評価もしながら、敬意を表しているわけであります。

○保岡議員 増子委員の御指摘のように、イギリ

ス型の教訓に基づいて今回の連座制は提案したも

のでございます。イギリスの場合は、候補者の代

理人という、エージェンシーという概念で、運動

員は判例や実例でほぼこの代理人に擬して徹底し

た連座の拡大を行つて、選挙違反というものを全

く一掃するという成果を上げたことは、もう委員

ところに力を入れて申し上げましたので、あしからず御了承をいただいておきたいと思います。

○増子委員 お金と政治のかかわり合い、とにかくこれは最も大事な私どもの課題だと思っておりま

す。公的助成、やっぱりなかなか国民から見られ

ば納得がいかない部分も、大臣がおっしゃるとお

ります。公的助成で国民の税金から使うにもかかわら

ず、選挙違反はいっぱい出るわ、腐敗は生ずる

わ、全くイギリス型の選挙淨化というものがなさ

れないという形であれば、私は一体何の改革だつたんだということになると思うのです。ですか

ら、これはよく言われるますますぶん板選挙に

なりお金がかかるのではないかということを、お

隣の韓国の例に例えておつしやられるかなりの方

もいらっしゃいますが、韓国も、実は今回、大統領権限でこの選挙淨化法、いわゆる連座制の強化

とか法定選挙費用の上限等、三つのものを決めて徹底的にこの選挙淨化をやろうということになりま

す。私ども、この新しい選挙制度の中において、先

ほど来申し上げている政治改革の最大の大事なボ

イントは、お金と政治のかかわり合いだと思って

いるわけであります。ですから、そのときに、選

挙違反を起こし、お金がそこに余りにもかかり過ぎるから、そういうものの因果関係が常に断ち切

れないんだというようなことを当然断ち切るため

に、三塚先生を中心として、あるいは保岡先生を

中心として双方ともこの問題に積極的に取り組ん

でいただいたと、そういうことを大変私は評価もしながら、敬意を表しているわけであります。

○保岡議員 増子委員の御指摘のように、イギリ

ス型の教訓に基づいて今回の連座制は提案したも

のでございます。イギリスの場合は、候補者の代

理人という、エージェンシーという概念で、運動

員は判例や実例でほぼこの代理人に擬して徹底し

た連座の拡大を行つて、選挙違反というものを全

く一掃するという成果を上げたことは、もう委員

化しないと、私は本当の意味でのイギリス型の選

挙淨化なり、清潔な政治というものはできないと

思つてゐるんです。

我々当選さしていただきます。しかし、選挙違

反で捕まる方々は、みんな犠牲になるわけです

ね。極端な話、一家離散の方も出ないわけではな

い。企業がおかしくなつてしまつ方も出ないわけ

ではない。当然公民権停止で、これは略式も含め

ながら数多くのものが出てくるわけであります。

同時に、実は腐敗防止法についてお尋ねをし

たいわけあります。せっかくこれは国がお金

を、公的助成で国民の税金から使うにもかかわら

ず、選挙違反はいっぱい出るわ、腐敗は生ずる

わ、全くイギリス型の選挙淨化というものがなさ

れないという形であれば、私は一体何の改革だつたんだということになると思うのです。ですか

ら、これはよく言われるますますぶん板選挙に

なりお金がかかるのではないかということを、お

隣の韓国の例に例えておつしやられるかなりの方

もいらっしゃいますが、韓国も、実は今回、大統領権限でこの選挙淨化法、いわゆる連座制の強化

とか法定選挙費用の上限等、三つのものを決めて徹底的にこの選挙淨化をやろうということになりま

す。私ども、この新しい選挙制度の中において、先

ほど来申し上げている政治改革の最大の大事なボ

イントは、お金と政治のかかわり合いだと思って

いるわけであります。ですから、そのときに、選

挙違反を起こし、お金がそこに余りにもかかり過ぎるから、そういうものの因果関係が常に断ち切

れないんだというようなことを当然断ち切るため

に、三塚先生を中心として、あるいは保岡先生を

中心として双方ともこの問題に積極的に取り組ん

でいただいたと、そういうことを大変私は評価もしながら、敬意を表しているわけであります。

○保岡議員 増子委員の御指摘のように、イギリ

ス型の教訓に基づいて今回の連座制は提案したも

のでございます。イギリスの場合は、候補者の代

理人という、エージェンシーという概念で、運動

員は判例や実例でほぼこの代理人に擬して徹底し

た連座の拡大を行つて、選挙違反というものを全

く一掃するという成果を上げたことは、もう委員

の御指摘のとおりです。

実は、我々もそこまで徹底すべきかもしませんが、一方で、長い間我が国には、礼を尽くすには形をもつてしなきやいけないという社会の一般常識というんですか、むしろそれを道徳とする慣習がありますから、それに基づいて選挙はお願ひすることが大事だということで、どうしてもそういう習慣と結びいた、本當にお金のかかる選挙風土が今存在している。これを、地方も含めて国民と一緒にになって、そして政治家も政党もみんなで意識改革をしようとするものでありますから、本当は徹底することも考えなければなりませんが、一方で政治家の政治生命を奪うという制裁を伴います。これは非常に、選挙人の意思の表示の結果を覆すことにもなりますし、候補者の被選挙権の一部を剥奪するという基本的人権にかかる重要な効果を伴うものでございますから、そういった意味での配慮もまたしていかなければなりません。

まあ徐々にこの連座制の解釈を厳しくしていくというやり方もあると思います。これは連座制の適用要件というものを、我々は刑事罰の構成要件の一つにしてあります。例えば与党案のように民事訴訟における要件に限定するなどしますと、これは行政法の範囲の問題で、行政制裁の問題でございますから、目的のために、だんだん世の中が変化するに従って、選挙浄化の程度が進むに従って、それに合わせて厳しく解釈、運用することも道としては残されている、そういうふうに考えています。

そういうことなどを念頭に置いて与野党の修正協議には我々も臨むように、前に三塚提案者からもお話をあつたとおり、提案は提案としてきちんと我々もしておりますけれども、協議は双方のいいところを取り入れて、いい結論を得たいと思っておる、そういうことにも大きな理由がございました。

○三塚議員 かつてともにイギリス型腐敗防止法を目指して勉強し、一つの成案をつくり上げた経験を持つております保岡議員と小生であります。

ただいま保岡議員が言われました基本、同感であります。

ただ、増子議員が言われますとおり、無限大に広げろということになりますと、もともと他人の選挙違反で、かかわり知らざるところで行われたことから候補者がアウトになる、立候補もできないう、こういう事態は、憲法上の、候補者に許されない、かかる政治活動の自由あるいは基本的人権、こういう問題にもかかわりを持つわけでござりますから、そういう点で、今後その対応は慎重であらなければならぬのかなど。まず、今回の選挙腐敗防止法と言われるこの公選法の改正は、候補者たる者みずから選挙の公正公明を期するため、我が身を削る最大の努力をしていく、どんなにつくても法律は守るんだ、この気迫が選挙浄化につながっていくな、こう思っていますので、まず始めよう、ここであります。

○増子議員 ありがとうございました。

○松永委員長 次に、小森龍邦君。

○小森委員 まず冒頭に、午前中の議論の中にもございましたが、新しい衆議院選挙区における一票の格差といいますか、重みの問題につきましてお尋ねをしたいと思います。

二十八の選挙区において法律が想定をしておる枠を超えたということは、もちろんこれは私の非常に問題とするところであります。そもそもその二倍といふこと自体も、私とすれば大変これ気力を使っているんですけど、この選挙区とこの選挙区、二倍までは正しいんだというようなことは、そういうふうに決めて二十八の選挙区において法律が想定をしておる枠を超えたということは、もちろんこれは私の非常に問題とするところであります。どちらもそろそろは、直ちに論理的にはつながらないことなんだと思います。二十八の二倍を超えたものが出来たということは、こういう区割りを尊重するということはもちろんです。実際の区割りをやられた人がいろいろ努力をされておるのであって、憲法違反ではないと。努力をしたことと憲法違反でないと。この選挙制度改革の事の始まりからこの二倍を破つておるが二十八選挙区。いかに言つても、私はこれは少し不謹慎なことではないかと。

それで、午前中の自治大臣の答弁を聞いておりますと、実際の区割りをやられた人がいろいろ努力をされておるのであって、憲法違反ではないと。努力をしたことと憲法違反でないと。この選挙制度改革の事の始まりからこの二倍を破つておるが二十八選挙区。いかに言つても、私はこれは少し不謹慎なことではないかと。

それと、実際の区割りをやられた人がいろいろ努力をされておるのであって、憲法違反ではないと。努力をしたことと憲法違反でないと。この選挙制度改革の事の始まりからこの二倍を破つておるが二十八選挙区。いかに言つても、私はこれは少し不謹慎なことではないかと。

私どもとしては、勧告をお受けする以上、政府とそれを、勧告が出た以上これを尊重するという条件が前提でござりますので、これに何か手を加えてやるべき立場でないことは、何とぞ御了承をいた。

○小森委員 今回の区割りにつきまして、その基礎となる人口は、既に御承知のとおり、九〇年国調をもとにしておるわけであります。この一九九〇年の国勢調査の数字からいしまして、つまり最大格差一・三七倍二倍を超えるものが二十八選挙区、こうなつておるわけであります。

しかし、我が国の今日の経済の状況が基本に大きな動いておるわけであります。したがって、大格差一・三七倍二倍を超えるものが二十八選挙区、こうなつておるわけであります。要するに、都市化現象というか、農村の過疎化というか、そういうものが動いておるわけであります。したがって、わざわざ都道府県に各議席を割り当てるという前題で審議会の勧告をお願いしたところでございました。

そこで、戦後の最初の公職選挙法では一・五倍

報告をされております。

この四十一選挙区というのは、人口にするとおよそ二千万人余りの人がこの一票の格差において二分の一以下に位置づけられておる。これは私は、かなり大きい問題ではないか。しかもそれが、九四年、こどしの三月末の住民基本台帳であります。これは来年とか再来年とかですな、あるいはこの選挙制度というものは常識からいうて何十年ぐらいはもつものだと思いますが、そうなると相当程度の開きが出てきて大きな矛盾を醸す。こういうことになります。答申が出てきたのは一切手がつけられない。尊重するということはもうもちろんでありますけれども、我が国の政府が、その他のいろいろな審議機関から受けておる答申というものを全く一〇〇%そのとおりやつておりますからね。

これはもう選挙制度というのは、法文の上では憲法が基本法でありますけれども、政治の一一番根本的な出発点なんありますから、したがつて、その点について私はまことに遺憾である。こう思つておるわけであります。

午前中も憲法の問題が少しばかり論じられたようありますが、私は、やはり選挙というものは、憲法の第一番の前文の一一行目に書いてある、「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動」すると。そもそも、正当に選挙されていなきやいかぬのであります。どこかで格差をつけることが当然だというような、そういう考え方では私は「正当」の概念には入らない、こう思います。

では、正当とは一体憲法上の条文でどこをもつて言つたか。私は、一番尊重をするところは、それはまあ憲法第十四条の法の平等ということでありましようが、そのもう一つ前の憲法第十三条に、「すべて国民は、個人として尊重される。」個人なんですよ、個人として尊重されるのですよ。しかし、それを豆腐を切るとかようかんを切るような調子にいかないから、多少のアンバランスはやむ

を得ないと思いますけれどもね。それはやはり二倍未満でなければならぬし、願わくは私は一・五倍、つまり四捨五入をしたら二に近づくような数字のところが、一番筋の通つたところではないかと思います。

自治大臣は、この憲法の「正当に選挙された国における代表者」というのをどういうふうに考えですか。また、「すべて国民は、個人として尊重される。」といふこの基本精神をどうお考え下さいか。

○野中國務大臣 委員のお考えは傾聴する次第でございますけれども、私どもは、「区割り審にお願いをいたしました以上」これが勧告をされましたら、それをそのまま国会に提案を申し上げるのが区割り審の審議会設置法の定めるところでございまして、しかも、委員御指摘の住民基本台帳人口も人口動態をあらわす指標として考えられておるわけでござりますけれども、今回の審議会設置法では、いわゆる御指摘のように、人口は国勢調査によるものと決められておるわけでございまして。

したがいまして、こういう点から考えますときには、今回のこの区割り審の勧告といふのは、私ども、そのまま国会に提案を申し上げ、御審議をいたすべき性質のものであると考えておる次第でございます。

〔委員長退席、大原委員長代理着席〕

○小森委員 私の質問申し上げました中身は、最初の質問で今自治大臣に答弁していただくようなことを御質問申し上げまして、二回目は、「正当に選挙された国会に」というのはどういうものに選挙された国会に」というのはどういうものを少しお答えいただきたいと思います。

○野中國務大臣 私は法律家でございませんので、少なくとも我が國の憲法あるいは公職選挙法あるいは今回の区割り勧告、もちろんの選挙にか

かわる問題を経て、そしてその定めるところによつて選ばれた者が国会議員、政治家として存在し得ると考えておるわけでございまして、そういう中におきましても、区割り審の勧告を受ける前提出して、審議会の法案の中では、先ほども申し上げましたように、我が国の人口における過密過疎等を配慮された上で、ます最初に全都道府県に議席一つを与えた。ここにもう一・八二の格差が生じてきたというところに、今回の二倍を超える結果になつたことでござりますので、その点は、ひとつ区割り審の皆さん方の勧告への大変な御努力を私は理解をいただきたいと思つわけでございました。

○小森委員 御承知のとおり、私は選挙制度を変えることにつきまして、今日のような状況になることを恐れて当時の自民党案にも政府案にも反対をした者でございます。しかしそれは、少数で負けたわけでありますから、これは多数の決められたことに従うというよりは拘束されざるを得ない、こういうことなのでいたし方のないことだと思つております。

しかし、政治家たるべき者は、やはり一応の結果というものがどういうことになるか、口の先で二倍未満というようなことを言うて、実際は自分たちがこういうことを審議してくれと頼んだことが二倍を超えるを得ないというようなことがあります。

したがつて、改めて、参議院問題についてはどうなるのであるか。複数区がだめだということを衆議院で言つたわけですからね。それが、一人区もかなりありますけれども、四人区、三人区、二人区とかなりあるわけですから。そうすると、それくらいの見通しは立てておくべきではなかつたか。これは、私が自民党案に対しましても政府案に対しても反対したとの理論的正当性を改めて自分で確認しておる、こんなことになります。

そこで、結局いろいろなことが言つてきました。今回の政治改革の名における選挙制度改革。これは、中選挙区は金がかかる、同士打ちになかつたか。これは、私が自民党案に対しましても政府案に対しても反対したとの理論的正当性を改めて自分で確認しておる、こんなことになります。

だから、参議院改革というようなものについて

ものが法律となるわけでありますから、少なくとも半分の重みは持つておるわけです。幾らか衆議院の優位性という名における先議権みたいなものもあるし、どうしてももつれた問題は衆議院の議決を国会の議決とするということもござりますが、まあしかし、これは私は半分の重みがあると思います。

その半分の重みのある参議院の問題については、これほど衆議院の方が焦つて、少し異論を述べる者があれば守旧派だと改革ぶつだとかいうような汚名が着せられるというようなことをもつたわけであります。これは政治家仲間だけの問題じゃなくて、私はマスコミも相当影響しておると思うのですが、そういうふうに正していくのだということならば、なぜ参議院の問題がこれだけもたもたしておるのだろうか。先ほど来、自治大臣の答弁を聞いておりまして、やそれが、参議院の方も考えなければならぬのだとうなるのであるから、私はそこで聞かせてもらつておきました。

したがつて、改めて、参議院問題についてはどうなるのであるか。複数区がだめだということを衆議院で言つたわけですからね。それが、一人区もかなりありますけれども、四人区、三人区、二人区とかなりあるわけですから。そうすると、從来でいいますと、一人区の場合自民党が二つ議席を独占する、あるいは三議席の場合も自民党がこの機会に国民にわかるように、ひとつ態度を表すのが強かつたということもあります。それがは党の力が強かつたという一面ありますけれども、それならば同士打ちということがあります。

○野中國務大臣 参議院の選挙制度につきましては、第八次の選挙制度審議会の答申や、あるいは政治改革をめぐる国会での御審議、参議院における

ますと与野党会派の御論議等を通じて、さもさまな検討が今なされておると聞いておるところであります。

に承知をいたしております。

いろいろな経緯、過程を経まして、各党各会派でそれぞれの御検討がなされ、それぞれの党のお

御承知のように、第二百二十九国会におきましては、参議院の各党各会派の御努力、合意によりまして、四増四減の定数是正が行われたところであります。ですが、御指摘のよつた選挙制度の基本にかかわってまだ踏み込まれておらないのでございます。ただ、その基本的な選挙制度のあり方につきましてもこれまで御論議をいただいておるようでございますので、引き続き参議院の各党各会派におかれまして熱心な御論議を深めていただき、合意の形成が図られることを私どもも期待をしてお

○小森委員 そうしますと、政府とすれば各党協議を持つとなるわけでしょうか。しかるに衆議院と参議院と両院同士おりまして、私はそんなどに留意のこもつた参議院の各党派協議が行わられておるようには思えませんが、それでは参議院の方は、あの定数を若干是正するということがこの間衆議院の方にもかかりまして、これで次の選挙をやろうと思っているるかななどいうふうに私は思いましたが、片方は大騒ぎ入りで、それに異論を挟む者は少し時代おくれというような感じを抱かせて、片方はこの程度のテンポでは、私は真の改革ということにはならないのではないか。改革の評価は別として、眞の政治改革ということにならぬのではないか。

だから、政府はもう少し前向きでおられなきや
ならぬと思ひますが、しかしそれも、今ここで言
いましても、しょせんはやはり参議院の方がとい
うことになると思うので、しかば参議院は各党
協議といふのは今どの程度に行われておるか、ど
ういう進みぐあいなのか、その点について政府の
認識はいかがでしようか。

○佐野(徹) 政府委員 参議院の選舉制度のあり方
につきましては、第八次選舉制度審議会におきま
してもいろいろな検討が行われました各党におか
れましてもいろいろな検討が行われたというよう

に承知をいたしております。

いろいろな経緯、過程を経まして、各党各会派でそれぞれの御検討がなされ、それぞれの党のお考え等も発表されているものもあるというよう、承知をいたしております。また、それ以外にも、比例代表選挙のあり方等につきましてもその過程で熱心な御論議が行われたと、いうように承知いたしておりますけれども、一応の合意が得られたのは定数は正である、こういうような経緯に現在なっておると承知をいたしております。

○小森委員 繰り返してもだめですから、答弁を聞いた範囲ではそんなに本気でやろうとしているということではないかと私は認識をいたしました。それでは、今まで衆議院側のことをこれだけどんどん進め、あたかもそれが大変日本の歴史の上に正義の旗振りをしておるというような形になつておりますけれども、それも実は虚構であつた、こういうふうに私は思はざるを得ないわけであります。

そこで、今回のこういう法案成立の一一番山場といいますか、大きな頂点となつたのは、何といいましても私は政治改革関連法案參議院否決以後の両院協議会という、あそこのところの動きであつたと思います。

これは、私の記憶が間違つておれば、政府の認識、まあほかの党派の方に対しても聞きたいと思いますけれどもまた余り長くなりますが、政府の認識を聞いておきたいと思うのでありますが、あのときは、座長の公明党書記長の市川さんが、両院協議会、協議相調わすというてテレビに出で言つておられたのを私は聞いたのですね。調つていないと私は思つておるのでですが、あれはどういう状況で調つたという扱いになつたのでしょうかね。それはもちろん政府の責任でもないわけですが、けれども政府はその点について、あのときの経過をどう認識されておられますか。

○小森委員 繰り返してもためですかから 答弁を
聞いた範囲ではそんなに本気でやろうとしているな
いということではないかと私は認識をいたしました
た。それでは、今まで衆議院側のことをこれだけ
どんどん進めて、あたかもそれが大変日本の歴史
の上に正義の旗振りをしておるというような形に
なっておりますけれども、それも実は虚構であつ
た、こういうふうに私は思はざるを得ないわけで
あります。

そこで、今回のこういう法案成立の一一番山場と
いいますか、大きな頂点となつたのは、何とい
ましても私は政治改革関連法案參議院否決以後の
両院協議会という、あそこのところの動きであつ
たと思います。

○野中國務大臣 今お説のとおり、参議院で否決された後の合意に至る間は、政府がコメントするべき立場でありませんので、御了承を賜りたいと存じます。

○小森委員 どういいますか、つまり、初めに政治改革は選挙制度改革ありき、しかも中身は小選区比例代表並立制を何とかして実現する、この目的のために途中の経過は余り重きを置かれていないのか。これはもう明確に憲法上ではなかったのではないか。院協議会が成立をしておれば、それが規定で、院協議会が成立をしておれば、それは過半数議決でよいわけでありますけれども、院協議会が成立をしていないときは、再び衆議院は三分の二の多数で議決しなきやならぬということとで、私はあのころの記録もつ一度落ちついながらじっくり整理したいと思つておりますけれども、ここで重大な憲法違反をやつておるのではないかというふうに思うのです。

ただ、もとをいえば、私どもの党の仲間であります衆議院議長が非常に気を使われていろいろやられて、あの辺のところで何だかこうわからなくなつてしまつたというふうな、その手続のこところがね。土井衆議院議長のやられたことの政治的評価はまたいろいろありますけれども、手続上ちょっと私は何かそこにあつた、こういうふうに思いますので、これは残念ながらけちのついた選挙制度改革である、こういうふうに考えております。これは私の見解を申し上げるにとどめておきたいと思います。

そこで、せつから提案者に三塚先生がおいでになつておられますので、ちょっとと私聞きたいと思うのですが、先ほど来、まあこれは先ほどだけじゃなくて、この選挙制度の改革の前提条件みなみたないなもので、政治に金がかかるというたら、余り異論なしに、うん、それはそうだという空気が強まっていますね。そういうことも前提条件として、論理学でいえば演繹法的論理学の大前提みたいなもののですな、これは、政治に金がかかるというたうら、うん、金がかかる。私は不思議でいかぬのです。政治に金がかかる、何にかかるんじやろ

○野中國務大臣 今お説のとおり、参議院で否決された後の合意に至る間は、政府がコメントするべき立場でありませんので、御了承を賜りたいと存じます。

○小森委員 どういいますか、つまり、初めに政治改革は選挙制度改革ありき、しかも中身は小選挙区比例代表並立制を何とかして実現する、この目的のために途中の経過は余り重きを置かれていたのではないか。これはもう明確に憲法上の規定で、両院協議会が成立をしておれば、それは過半数議決でよいわけでありますけれども、両院協議会が成立をしていないときは、再び衆議院は三分の二の多数で議決しなきやならぬといううえで、私はあのころの記録ももう一度落ちついだらじつくり整理したいと思っておりますけれども、ここで重大な憲法違反をやつておるのはないかというふうに思うのです。

ただ、もとをいえば、私どもの党の仲間であります衆議院議長が非常に気を使われていろいろ評価はまたいろいろありますけれども、手続上くなってしまったというふうな、その手続のことなどがね。土井衆議院議長のやられたことの政治的評価はまたいろいろありますけれども、手続上ちょっと私は何かそこにあった、こういうふうに思いますので、これは残念ながらかなりけちのついた選挙制度改革である、こういうふうに考えておきます。これは私の見解を申し上げるにとどめております。

かと。それは各党派、党費も徴収しておるし、それから私どもの党でいえば政策研究費は皆党としておるし、何がかかるんだろかと不思議でならないのあります。三塚先生、この間新聞に、毎日新聞に大きく出でておるのでよ。(三塚) 派・九億円パーティー 借金返済を目的に 所属議員にノルマ課し こうなつてますね。

それで、幸い三塚先生ここにおいておいでですから私は率直にお尋ねしますけれども、これが事実かどうかとということをまず、大事だと思いまして、それからその次の二番目の私の質問は、長い間空白の党の幹部でもあり、派閥の领袖として政治活動に携つてこられた三塚先生、一体政治に金がかかるというときに、何にかかるという経験をお持ちでしょうか。ちょっとお尋ねいたしたいと思います。

○三塚議員 政治に金がかかるという一般論、小森議員もわかり切つて御質問をいただいておるのかなと思います。

日常活動費というのが一つあると思います。それに加えまして、政党は政党としての活動費、それから後援会活動費、こういう、たくさんありますけれども三つぐらい代表して申し上げたいのであります。内容は、広報宣伝、それから食糧費、交通費、こういうのもあるであります。それから借り上げ費などもあるであります。しょんとして広報宣伝というのが昨今多いのではないでしようか。こんなふうに思いますが、いかがでしようか。

○小森委員 お答えとしては私の耳に物理的にその音は届いてまいりましたけれども、三塚先生、こういうことではないかと私は思います。

それは、社会党と自民党と、党の会計を比べたら問題にならぬほど社会党は小さかつたわけですね。しかし、それでも党の運営はできて、ひとところ、この前の選挙までは衆参両院二百一、三十名を擁した、日本では大きな政党のうちなんですね。どうして、始末をする政党へ見習つてもらつて、大きい政党が金を始末して質素にやるとい

う、そういう気風が出ないんでしょうかね。その気風が出すに、金がかかるからといって、残念ながら我が社会党まで、公的助成、いいことだなという雰囲気になつたわけでしょう。だから、どうして経費を節減しておる党の動きといふものに見習う気が生まれてこないんでしょうかね。この点はいかがでしようか。

○三塚議員 ただいまは党の三役でも執行部でもございませんが、かつて役員でもありましたし、政治家の一人として端的に申し上げますと、たまたまは気風が出ておるわけであります。

○三塚議員 たび重なる汚職事件等がこれありますと、強いて役員でもありましたし、政治家の一人として端的に申し上げますと、たまたまは気風が出ておるわけであります。

批判を受けておる。同時に、昨年の七月の総選挙後、連立党新政府が生まれる。その後の経過は省略をいたします。そういう中で、改革の大きな風の中、これは連立党だけではなく、当時野党でありました自由民主党も、改革のためのいろいろな研究、手立てを講ずる、それで実行を進める、こういうことで来たことも御案内のとおりであります。また、献金をする企業、団体等におきましても、極力最小限にこれを抑えていくという、こういう傾向にありましたとともに御案内のとおりでございます。そういう中で、政界全体が最小の経費で最大の効果をあらわすべく、それぞれの政党が全力を尽くすという昨今の状況に来ておる思ひであります。

そういう中で、数年がかりで選挙制度改革から手をつけ、政治資金規正法の透明性の確保、また、献金額の上限を決めて支出の公表も明確にする、こういう一連の改革に取り組んできました結果、お金が集まる時代でなくなつたのですよ。ですから、宝くじの話がありました。宝くじは私は不ガティブな考え方でありますが、党員各位の参加、努力、そして新党員の確保ということが本来の政党の基本的な業務であろう。

金のかかるということは、もう一つ具体的なことで申し上げますと、法定選挙費用との関連で果たしてどうかという、これ以上申し上げません。法定費用を守つて、結果は皆さん守つておられま

うに指示することができるようすべくだ、というふうにスピーチされているようございま

す。アメリカ社会の問題も、私もおぼろげながらこの数字を知つておりましたから、これは二つ、やっぱ

りアメリカもイギリスも同じような社会的病理現象の中に入つておるなどということを感じたわけで

すね。

それでもう一つだけ、私の論理展開というか質問をしたいことの前提として、さらにその前提の質問として総務省の方にお尋ねしたいと思いますが、大麥国会の皆さん方にお世話になりました、九二年に地対財特法の延長というのをやつていたときました。そして、以下のところ、我々とすれば、部落解放基本法を制定したいと思っていろいろ努力をいたしておりますが、つまりこの地対財特法で問題となる被差別部落、これはやつぱり少数者ですね。我が国社会の、徳川封建幕府以来差別されてきたという社会的な一つの立場というか身分というか、そういう少数者の問題であります。

そのこと、我が国多数者がみんなして運営しておる我が国経済の構造と非常に深くかかわつておるということで、同和対策審議会の答申は経済の二重構造ということを言つたんです。この二重構造が今、日米の経済協議に尾を引いておると思いますが、アメリカはそれは日本の部落問題と関係があるということを知つておるか知つてないか知りませんけれども、やはり日本経済のひずみの問題としてアメリカがいろんなことを言つておる。こういうことなんですが、経済の二重構造といふことがいかにして身分差別と関係があるか、同対審答申はどういう関連性でそ

こを述べておるかということについて、総務省の認識を簡単に聞かせていただきたいと思います。

○菊池政府委員 お答えさせていただきます。

昭和四十年八月の同和対策審議会の答申の第一部というところで認識を示す部分があるわけでございますが、そこでは、同対審としては「わが国の産業経済は、「二重構造」といわれる構造的特質をもつてゐる」なかでも、同和地区的産業経済はその最底辺を形成し、わが国経済の発展からとり残された非近代的部門を形成している。そ

して、このような我が国経済構造の特質とこれを反映する社会構造や精神文化が「同和問題を存続させ、部落差別を支えている歴史的社会的根柢である。」こういふ旨な指摘をしております。

政府いたしましては、もう御存じのとおり、この同対審答申を受けまして、同和問題、これは憲法に保障された基本的人権にかかる重要な課題であるとの認識のもとに、昭和四十四年以来三度にわたる特別措置法に基づきまして、二十五年間にわたる関係諸施策の総合的な推進を図り、

同和問題の解決に努めてまいりたところでございます。現在もまた、現行の地対財特法に基づきまして、産業振興等を含む各般の事業を積極的に推進し、同和問題の早期解決に向けて努力をいたしているところでございます。

○小森委員 これで、社会が荒廃をすると犯罪がふえるということの関連と、それから経済の構造というものの中に少数者を抑圧する根がある、これは私らが、運動側が言つておることではなくて、政府関係の同和対策審議会答申がびしつと分析しておるところであります。しかも、今言われたことの中に、後の半分が時間の関係もあって省略されておるんですけどね、そういう経済構造がそのまま社会の雰囲気にはつと反映するといふことを書いておる、そこが重大なんですね。

それで、御承知のとおり、言ふと言わぬとでこのたびの小選挙区制の問題、比例代表はついておるけれども、二大政党化するという必然の動きはもうこれはみんな認めおるわけでしょう。三極

構造だというて我が党がちょっとと言つたこともありますし、またそういうことを言つておる人もおられますけれども、これはずっと消えていくんです、ますけれども、これはずっと消えていくんです、二極になるんです。二極になると、その二極がまた大体、片や自民党、片や新生党、日本新党いうことがあります。そこで、同対審としては「わが國の産業経済は、二重構造」といわれる構造的特質をもつてゐる。なかでも、同和地区的産業経済はその最底辺を形成し、わが国経済の発展からとり残された非近代的部門を形成している。そ

ういう一つの価値観というものにまとまるような気配が、去る予算委員会において政策論議よ

りは各党の攻撃をすることによって違いを出す、こういう弊害が出てきておるんですね。それは政

治論として私はちょっと棚に上げておきますが、私が言いたいことは、そうなると結局何か大き

いことについていきよらんなら芽が出ぬという

ような政治の状況にしたら、少数者は全く芽が出ぬよくなるんです。それがつまりこの小選挙区比例代表並立制の問題なんですね。

私の大先輩の松本治一郎先生は、これは我々の仲間の間でちょっと勝手なこと言うとすると思われるかもしませんけれどもね、君らは絶対に将来一対一の選挙をするよと。被差別部落、部落を体

に背負ううつて一対一の選挙はすなよ、こう言うて戒められたということがあるんです。それは、いみじくも私は小選挙区の弊害というものをぴたりと言いつておると思うんですね。そういうこ

とで私は反対をしたんだとあります。何も党的基

本方針に反対することによってテレビに出たろう

こと、社会の荒廃につながつたら、これはひとり少數者ががたがた言いよるだけの問題じゃないんです。全体がまた悪くなるんですね。そういうこ

とで、まあこれは自治大臣の見解を聞くうたつ

て、なかなかよい返事をもらえないと思いますけ

が、どうぞ。

○野中國務大臣 先生の、人権問題さらには少數意見を大切にして民主政治を築いていかなくてはならないという政治家としての使命感あふれるお

話につきましては、私ども謙虚に受けとめさせて

いただきました次第でございます。

○小森委員 いや、終わります。

○田端委員長 田端正広君。

○田端委員 改革の田端でございます。

○松永委員長 田端正広君。

○松永委員 頂いています。

○野中國務大臣 先生の、人権問題さらには少數意見を大切にして民主政治を築いていかなくては

ならないという政治家としての使命感あふれるお

話につきましては、私ども謙虚に受けとめさせて

くださいました次第でございます。

○小森委員 いや、終わります。

○松永委員長 田端正広君。

○松永委員 改革の田端でございます。

○野中國務大臣 先生の、人権問題さらには少數意見を大切にして民主政治を築いていかなくては

ならないという政治家としての使命感あふれるお

話につきましては、私ども謙虚に受けとめさせて

くださいました次第でございます。

○小森委員 いや、終わります。

○松永委員長 田端正広君。

○松永委員 改革の田端でございます。

○野中國務大臣 先生の、人権問題さらには少數意見を大切にして民主政治を築いていかなくては

ならないという政治家としての使命感あふれるお

話につきましては、私ども謙虚に受けとめさせて

くださいました次第でございます。

○小森委員 いや、終わります。

○松永委員長 田端正広君。

○松永委員 改革の田端でございます。

○野中國務大臣 先生の、人権問題さらには少數意見を大切にして民主政治を築いていかなくては

ならないという政治家としての使命感あふれるお

話につきましては、私ども謙虚に受けとめさせて

くださいました次第でございます。

○小森委員 いや、終わります。

○松永委員長 田端正広君。

○松永委員 改革の田端でございます。

○野中國務大臣 先生の、人権問題さらには少數意見を大切にして民主政治を築いていかなくては

ならないという政治家としての使命感あふれるお

話につきましては、私ども謙虚に受けとめさせて

くださいました次第でございます。

○小森委員 いや、終わります。

○松永委員長 田端正広君。

○松永委員 改革の田端でございます。

○野中國務大臣 先生の、人権問題さらには少數意見を大切にして民主政治を築いていかなくては

ならないという政治家としての使命感あふれるお

話につきましては、私ども謙虚に受けとめさせて

くださいました次第でございます。

○小森委員 いや、終わります。

○松永委員長 田端正広君。

○松永委員 改革の田端でございます。

○野中國務大臣 先生の、人権問題さらには少數意見を大切にして民主政治を築いていかなくては

ならないという政治家としての使命感あふれるお

話につきましては、私ども謙虚に受けとめさせて

くださいました次第でございます。

○小森委員 いや、終わります。

○松永委員長 田端正広君。

○松永委員 改革の田端でございます。

○野中國務大臣 先生の、人権問題さらには少數意見を大切にして民主政治を築いていかなくては

ならないという政治家としての使命感あふれるお

話につきましては、私ども謙虚に受けとめさせて

くださいました次第でございます。

○小森委員 いや、終わります。

○松永委員長 田端正広君。

○松永委員 改革の田端でございます。

○野中國務大臣 先生の、人権問題さらには少數意見を大切にして民主政治を築いていかなくては

ならないという政治家としての使命感あふれるお

話につきましては、私ども謙虚に受けとめさせて

くださいました次第でございます。

○小森委員 いや、終わります。

○松永委員長 田端正広君。

○松永委員 改革の田端でございます。

○野中國務大臣 先生の、人権問題さらには少數意見を大切にして民主政治を築いていかなくては

ならないという政治家としての使命感あふれるお

話につきましては、私ども謙虚に受けとめさせて

くださいました次第でございます。

○小森委員 いや、終わります。

○松永委員長 田端正広君。

○松永委員 改革の田端でございます。

○野中國務大臣 先生の、人権問題さらには少數意見を大切にして民主政治を築いていかなくては

ならないという政治家としての使命感あふれるお

話につきましては、私ども謙虚に受けとめさせて

くださいました次第でございます。

○小森委員 いや、終わります。

○松永委員長 田端正広君。

○松永委員 改革の田端でございます。

○野中國務大臣 先生の、人権問題さらには少數意見を大切にして民主政治を築いていかなくては

ならないという政治家としての使命感あふれるお

話につきましては、私ども謙虚に受けとめさせて

くださいました次第でございます。

○小森委員 いや、終わります。

○松永委員長 田端正広君。

○松永委員 改革の田端でございます。

○野中國務大臣 先生の、人権問題さらには少數意見を大切にして民主政治を築いていかなくては

ならないという政治家としての使命感あふれるお

話につきましては、私ども謙虚に受けとめさせて

くださいました次第でございます。

○小森委員 いや、終わります。

○松永委員長 田端正広君。

○松永委員 改革の田端でございます。

○野中國務大臣 先生の、人権問題さらには少數意見を大切にして民主政治を築いていかなくては

ならないという政治家としての使命感あふれるお

話につきましては、私ども謙虚に受けとめさせて

くださいました次第でございます。

○小森委員 いや、終わります。

○松永委員長 田端正広君。

○松永委員 改革の田端でございます。

○野中國務大臣 先生の、人権問題さらには少數意見を大切にして民主政治を築いていかなくては

ならないという政治家としての使命感あふれるお

話につきましては、私ども謙虚に受けとめさせて

くださいました次第でございます。

○小森委員 いや、終わります。

○松永委員長 田端正広君。

○松永委員 改革の田端でございます。

○野中國務大臣 先生の、人権問題さらには少數意見を大切にして民主政治を築いていかなくては

ならないという政治家としての使命感あふれるお

話につきましては、私ども謙虚に受けとめさせて

くださいました次第でございます。

○小森委員 いや、終わります。

○松永委員長 田端正広君。

○松永委員 改革の田端でございます。

○野中國務大臣 先生の、人権問題さらには少數意見を大切にして民主政治を築いていかなくては

ならないという政治家としての使命感あふれるお

話につきましては、私ども謙虚に受けとめさせて

くださいました次第でございます。

○小森委員 いや、終わります。

○松永委員長 田端正広君。

○松永委員 改革の田端でございます。

○野中國務大臣 先生の、人権問題さらには少數意見を大切にして民主政治を築いていかなくては

ならないという政治家としての使命感あふれるお

話につきましては、私ども謙虚に受けとめさせて

くださいました次第でございます。

○小森委員 いや、終わります。

○松永委員長 田端正広君。

○松永委員 改革の田端でございます。

○野中國務大臣 先生の、人権問題さらには少數意見を大切にして民主政治を築いていかなくては

ならないという政治家としての使命感あふれるお

話につきましては、私ども謙虚に受けとめさせて

くださいました次第でございます。

○小森委員 いや、終わります。

○松永委員長 田端正広君。

○松永委員 改革の田端でございます。

○野中國務大臣 先生の、人権問題さらには少數意見を大切にして民主政治を築いていかなくては

ならないという政治家としての使命感あふれるお

話につきましては、私ども謙虚に受けとめさせて

くださいました次第でございます。

○小森委員 いや、終わります。

○松永委員長 田端正広君。

○松永委員 改革の田端でございます。

○野中國務大臣 先生の、人権問題さらには少數意見を大切にして民主政治を築いていかなくては

ならないという政治家としての使命感あふれるお

話につきましては、私ども謙虚に受けとめさせて

くださいました次第でございます。

○小森委員 いや、終わります。

○松永委員長 田端正広君。

○松永委員 改革の田端でございます。

○野中國務大臣 先生の、人権問題さらには少數意見を大切にして民主政治を築いていかなくては

ならないという政治家としての使命感あふれるお

話につきましては、私ども謙虚に受けとめさせて

くださいました次第でございます。

○小森委員 いや、終わります。

○松永委員長 田端正広君。

○松永委員 改革の田端でございます。

○野中國務大臣 先生の、人権問題さらには少數意見を大切にして民主政治を築いていかなくては

ならないという政治家としての使命感あふれるお

話につきましては、私ども謙虚に受けとめさせて

くださいました次第でございます。

○小森委員 いや、終わります。

○松永委員長 田端正広君。

○松永委員 改革の田端でございます。

○野中國務大臣 先生の、人権問題さらには少數意見を大切にして民主政治を築いていかなくては

ならないという政治家としての使命感あふれるお

話につきましては、私ども謙虚に受けとめさせて

くださいました次第でございます。

○小森委員 いや、終わります。

○松永委員長 田端正広君。

○松永委員 改革の田端でございます。

○野中國務大臣 先生の、人権問題さらには少數意見を大切にして民主政治を築いていかなくては

し、また、ここにおられる諸先生のこの改革に対する御熱意というもの、その結晶として今日がある、こういうことで、私もこの最終段階に入っていることを非常に高く評価しているわけでございます。

この間も聞いてみましたが、衆議院で百二十時間この問題について議論し、参議院でも八十五時間ですか、やってこられたというわけで、もうトータル二百十五時間も政治改革の議論をやつてきているわけであります、いよいよその最終段階かな、こういう思いをしているわけでございます。そういうことも踏まえて、自治大臣、まず御決意のほどを改めてお伺いしたいと思います。

○野中國務大臣 今回の区割り法案を成立をさせていただきますことによりまして、衆議院の選制度の改革、政治資金制度の改革及び政党助成制度が初めて施行されることになるわけであります、新たなる政治改革の出発点に立ったというよううに認識をいたしますとともに、それだけに、法案の成立につきまして関係委員各位の御協力をお願いを申し上げ、かつ、それによつて国民の期待する政治改革に結びつけられるように、私ども念願をしております次第であります。

からも御答弁がございますとおり、この時点ではございし得る、我々としてのみずから痛みを伴う改革も含めて、選挙の風土も改革をしていくこう。これは正直に言いまして、与野党できる限り歩み寄つて合意を得て実行していくべきものである、こういう観点から精力的に今協議をいたしているところでございますし、必ず合意を見出して結論を得ることがでできるのではないか、このように考えております。

ただ、それぞれに理由のあることでもございまして、そこは結論が二つも三つもあるわけではございません、必ず一つになるわけですが、お互いに理由があることを真剣に協議することとのプロセスも非常に大切なことだ、かように考えております。

こういう私たち政治家にとっての身分にかかわる問題だけに、こここのところはなお一層具体化させていただきたいと思うし、私もそういうふうにしていきたい、こう思うわけですが、そこで、「組織的」というその組織というものは、どういう組織が事例として挙がってくるのだろうか、そしてまた、「公職の候補者等と意思を通じて」ということはどういうことになるのであろうか、こういうことになるわけで、少し具体例をちょっと提示して御見解を伺いたい。

そこで、田端委員が御指摘になりましたいろいろな団体組織でございますけれども、例えば政黨などは当然この組織に入れますが、また、議員の個人の後援会、例えば系列の地方議員の後援会、協力支援関係にある首長の後援会、あるいは地元事務所、議員個人の後援会あるいは選挙事務所、こういったものも選挙運動組織、これは本来政治組織でございますから、選挙運動のときは主力になつて選挙をする組織ですから、こういう組織における選挙運動管理者というものは非常に組織でござつて、末端の責任を負う者まで含むことになるという解釈になると思います。

と違つて、組織的に動く場合はこの組織に該当する。

また、商店街、町内会、自治会あるいは消防団とかP.T.A.というものは、まさに選挙運動を本来どちらかといふとしてはならないというか、しない方が適切な団体であつても、仮にそののりを越えで選挙運動を一生懸命やるような事態があれば、それが組織的な人の結合体、選挙運動の目的を持つて相互に役割を決めて相協力してやるというような人の集合体としての評価ができる状況に達していれば、これまたこの組織に該当すると言えます。

に理由があることを真剣に協議することのプロセスも非常に大切なことだ、かように考えております。

が、これについては、提案の立場、理由というの
はそれなりにお互いあることでござりますけれど
も、相手方の理由で納得ができるもの、それに
乗つてもいいものは我々も積極的に乗つて、ま
た、我々が提案している点でいいものについて、
与党の方に譲つていただく余地のあるものについ
ては譲つていただく。双方で譲り合つて立派な成
案を得たいと思っております。

る「組織的選挙運動管理者等」というこの概念について、この委員会で「このところをしつかりと議論していくことが大変大事だろう。この共通の認識といいますか、与野党双方から議員立法で出しておりますが、共通の認識ということが大事ではないのかな。

特に、組織的選挙運動管理者については、選挙運動について計画調整し、あるいはまた一定の裁量権を持つて運動員を指揮監督するとか、あるいは運動体を後方から支援する、そういう権限を持つた人等、いろいろなことが考えられるわけで、それをもう少し具体的にここで詰められただけ詰めておく必要があるのではないか。

○保岡議員 田端委員の問題の認識の御指摘は、私も大切なことだと思います。そこで、我々が提案している組織的選挙運動管理者という連座の対象者に言うところの組織とは何かということについて申し上げます。

これは抽象的に言えば、特定の公職の候補者または公職の候補者となるうとする者の当選を得寄せしめ、または得せしめないという特定の目的のもとに、複数の人が役割を相互に分担し、相互の力を利用し合って、協力し合って活動をする実態を持つた人の集合体、あるいはまたその連合体をいうということにならうと思います。

その他、各種業界団体ですね。例えば建設業界、金融業界、各種団体、農協とか青年会議所、商工会議所、青年団、こういったものは本来選舉運動を目的とする団体でもありませんし、ある種の公共的な性格を持つておりますけれども、これもまた選舉運動を組織的に行う体制をとったときにはここに言う組織に該当いたします。

それから同好会とか、この種のもの、これも組織的にお互いに役割を分担して相互に協力し合いながら選舉運動を進めるというようなことがありますと、これは個々に同窓会員が動くことになりますが、これは個々に同窓会員が動くという場合あるいは同好会員が動くという場合

を貫く、これが大事になるのかなと。例えは、支持・推薦を各種団体、いろいろなところから受ける。支持・推薦を受けたということは、意思を通じてということに逆に言えばなるわけですから、その支持・推薦を受けた企業なり団体なりといふところに推薦・支持のお願いに行くと同時に、徹底して選挙の浄化を、今回から制度も変わります、もう日本は本当に新しい選挙制度で頑張りましょう、皆さんもそういう意味で応援のほどよろしくお願ひしますということも、そういう形であいさつの中で、あるいは場合によつたら国会報告会、街頭演説会等々でやつておく。そ

そこで、田端委員が御指摘になりましたいろいろな団体組織でござりますけれども、例えは政党などは当然この組織に入りますし、また、議員の後援会、例えは系列の地方議員の後援会、協力支援関係にある首長の後援会、あるいは地元事務所、議員個人の後援会あるいは選挙事務所でございますから、選挙運動のときは主力に組織でございますから、選挙運動をする組織ですから、こういう組織において選挙運動管理者というものは非常に組織立てられているだけに、末端の責任を負う者までであります。それから、政治支援団体及び選挙支持母体、本來の政治活動の組織はありませんけれども、いわゆる政治団体、何々研究会、何々協会、何々調査会という政治団体、あるいは中心となって応援をしている宗教団体であれ労働組合であれ、そいつた団体も、選挙運動を熱心にされる組織であります。それから企業、その企業の中でも企業内の社員への運動、社員の家族親族への運動、こういった企業内の選挙運動をやればもちろん企業も組織になります。そして系列の会社、取引の相手も、中止となる会社と一体となつて選挙運動をやるといふような一つの選挙運動をやる人の結合体と評価できるようないわゆる組織に該当いたします。

と違つて、組織的に動く場合はこの組織に該当する。

また、商店街、町内会、自治会あるいは消防団とかPTAというのは、まさに選挙運動を本来どちらかといううとしてはならないというか、しない方が適切な団体であつても、仮にそののりを越えて選挙運動を一生懸命やるような事態があれば、それが組織的な人の結合体、選挙運動の目的を持つて相互に役割を決めて協力してやるというような人の集合体としての評価ができる状況に達していれば、これまたこの組織に該当するとえると思います。

以上です。

○田端委員 今聞いていて本当に、つまり世の中の少し、三人、四人集まつた団体というのではなく組織という形にもなるのかな、そういうことを実感として感じるわけであります、それだけにこの問題についての我々の意識というものが大事だ。

そこで、連座制のこの免責事由のところに「相の注意」ということがあります。おとり、寝返り等のほかに、候補者等個人が相当の注意を怠らなかつたときをも加えているわけですが、つまり逆に言いますと、候補者あるいは政治家として相当の注意を積み重ねていく、徹底して選挙の浄化に対し訴え続けていく、こういうことをふだんからやっておく、そして選挙のときもそれ

して、自分のチラシ、ピラ等、そういう中でもそういうことを活字にして、印刷物にして選挙の淨化を訴え続ける。こういうことがもうありとあらゆる形で候補者、政治家が努力することがつまり相当の注意といふことに該当し、そしてまた万々一その中から突然的に買収事犯が起つた場合もその免責の事由に該当するのかな、こういうふうなことを感じるわけであります、保岡提案者のお考へをお伺いし、そしてその後、三塚提案者の方にもお願ひしたいと思います。

○保岡議員 田端委員からかなり綿密な御質問がありますので、ちょっと先ほどの組織に関係して、組織の中で組織の選挙運動のあり方を決める立場にあるいわゆる連座対象者の概念について、ちょっと多少具体的に申し上げて参考に供したいと思います。まず、その答えをさせていただければと思ひます。

この組織的選挙運動管理者ですね、連座の対象者になる、これは、先ほども若干答弁で述べまし

たけれども、有権者を説得したり、理解を求めた

り、支持を求めたりする、その求め方、あるいは

そのため運動員のあり方をどうするか、動き方

はどうするか、運動員の働きかけ方などはどう対応したらいいか、選挙運動のいわゆる計画・作戦

というのでしようか、そういうものを立案したり

調整したり。また、選挙運動をやっておりますと

いろいろな情報がたくさん入ってきます。その情報

報をいかに広く集めるか、そしてそれをいかに分析して判断して選挙運動に反映させていくか。そ

ういった意味で、計画の修正、そしてまたそれを実行するための運動員に具体的にいろいろ指示を

する指揮監督、そしてまたそういう運動を可能にするための資金の調達など選挙運動を指示する体制をつくるのですね、こういったものを選挙運動の管理者の行為としてとらえようとしておるわけ

でござります。

そして、そういうことをやる者のうち、それはどいう範囲を考えているかといいますと、組織的選挙運動を行つ一定地域や分野の全部または一

部において中心となつて取りまとめをしている者の候補者が相当の注意を怠らなかつたとされるか否かということについては、個々の事情、例えば選挙運動を行う組織の構成員の運動のあり方を決定し実行させる行為を行つ者をいつているのですけれども、例えば政党などになりますと、先ほどもちょっと申し上げましたが、組織がかなり末端まできちっと整備されています。

そうしますと、ある市の支部から、校区の支部がある場合もある、あるいは田舎の場合などは集落の支部もある場合もある。そういう場合は、

そういう単位で、実質的にその単位の選挙運動のあり方を決める中心に立つているような取りまと

めをしている者、それを補佐する者というとまた

その次席クラスの者という意味でございます。こ

れは法律上、補佐するというのは次席クラスのこと

をいう、法制局がそう言つておりますのでそ

申し上げたのですが、それと、それだけではなく

て、それを取り巻くいわゆる参謀格の者、要する

に、何というのでしょうか、その重要な部分の役割を分担しているという者を対象に考えていま

す。

それから、今、田端委員が御指摘の、おとりと

寝返りの場合が一つ免責事由にあるわけです。そ

れともう一つ、候補者が相当の注意を怠らなかつたときというのが免責事由にある。その後者につ

いて、どういう解釈をするかお尋ねだたと思う

のです。その点について申し上げます。

この「相当の注意」の内容については、具体的

には判例、行政実例の積み重ねにより、さらに具

体的な内容を明らかにしていくといふことになる

と思います。

そこで、こういう抽象的な言い方をしても

ちょっとわかりにくい点もあるうかと思うのです

が、例えは、我々は選挙運動をお願いするとき

に、ポスターを張つてくれとお願いをしたり、そ

して会社にポスターを張つてもらつたり、それか

らパンフレットをそこに配つて、そして選挙運動

を依頼する程度の選挙の依頼をもししたとしま

す。そうすると、その選挙運動の中身といふので

すかね、程度に応じた、方法手段に応じた同じよ

うな注意努力が必要だ。

例えば、今先生も言われたように、こういうこ

とが、違反がこの組織体から起ると候補者が當

る地位、役割、候補者との具体的なかかわり方、

候補者と近い距離にあるか遠い距離にあるか、そ

の他具体的な事情により、不斷かつ周到な注意が

必要な場合から一般的な注意で済む場合まで、あ

るいは直接的な注意を要する場合から人を介した間接的な注意でよい場合までの間、相対的に決せられるということになります。

なぜかというと、今回の連座制は公職の候補者等自身が国民の先頭に立つて選挙浄化の責任を果たすことが主眼でありますから、ます公職の候補者等とごく近い位置にある組織的選挙運動管理者等に對しては高度の注意を払わなければならぬことは当然だからであります。一方、公職の候補者等から比較的遠い位置にある組織的選挙運動管理者に対しても、ごく近い位置にある者ほどの注意を払うことは實際に困難であろうと思われます。ただ、今回の連座制が公職の候補者等の徹底的な選挙浄化に対する責任を要求するものであることに對しては、ごく近い位置にある者ほどの注意を払うことは、公職の候補者等から比較的遠い位置にある組織的選挙運動管理者といえども、社会通念上、候補者等に要求されるできる限りの注意を払うことなどが要請されていると言つてもよい

と思います。

この「相当の注意」の内容については、具体的

には判例、行政実例の積み重ねにより、さらに具

体的な内容を明らかにしていくといふことになる

と思います。

そこで、こういう抽象的な言い方をしても

ちょっとわかりにくい点もあるうかと思うのです

が、例えは、我々は選挙運動をお願いするとき

に、ポスターを張つてくれとお願いをしたり、そ

して会社にポスターを張つてもらつたり、それか

らパンフレットをそこに配つて、そして選挙運動

を依頼する程度の選挙の依頼をもししたとしま

す。そうすると、その選挙運動の中身といふので

すかね、程度に応じた、方法手段に応じた同じよ

うな注意努力が必要だ。

例えば、今先生も言われたように、こういうこ

とが、違反がこの組織体から起ると候補者が當

る地位、役割、候補者との具体的なかかわり方、

候補者と近い距離にあるか遠い距離にあるか、そ

の他具体的な事情により、不斷かつ周到な注意が

必要な場合から一般的な注意で済む場合まで、あ

るいは直接的な注意を要する場合から人を介した間接的な注意でよい場合までの間、相対的に決せられるということになります。

なぜかというと、今回の連座制は公職の候補者等自身が国民の先頭に立つて選挙浄化の責任を果

たすことが主眼でありますから、ます公職の候補者等とごく近い位置にある組織的選挙運動管理者等に對しては高度の注意を払わなければならないことは当然だからであります。一方、公職の候補者等から比較的遠い位置にある組織的選挙運動管理者等に對しては、ごく近い位置にある者ほどの注意を払うことは、公職の候補者等から比較的遠い位置にある組織的選挙運動管理者といえども、社会通念上、候補者等に要求されるできる限りの注意を払うことなどが要請されていると言つてもよい

と思います。

この「相当の注意」の内容については、具体的

には判例、行政実例の積み重ねにより、さらに具

体的な内容を明らかにしていくといふことになる

と思います。

そこで、こういう抽象的な言い方をしても

ちょっとわかりにくい点もあるうかと思うのです

が、例えは、我々は選挙運動をお願いするとき

に、ポスターを張つてくれとお願いをしたり、そ

して会社にポスターを張つてもらつたり、それか

らパンフレットをそこに配つて、そして選挙運動

を依頼する程度の選挙の依頼をもししたとしま

す。そうすると、その選挙運動の中身といふので

すかね、程度に応じた、方法手段に応じた同じよ

うな注意努力が必要だ。

例えば、今先生も言われたように、こういうこ

とが、違反がこの組織体から起ると候補者が當

る地位、役割、候補者との具体的なかかわり方、

候補者と近い距離にあるか遠い距離にあるか、そ

の他具体的な事情により、不斷かつ周到な注意が

必要な場合から一般的な注意で済む場合まで、あ

るいは直接的な注意を要する場合から人を介した間接的な注意でよい場合までの間、相対的に決せ

られるということになります。

なぜかというと、今回の連座制は公職の候補者等自身が国民の先頭に立つて選挙浄化の責任を果

たすことが主眼でありますから、ます公職の候補者等とごく近い位置にある組織的選挙運動管理者等に對しては高度の注意を払わなければならないことは当然だからであります。一方、公職の候補者等から比較的遠い位置にある組織的選挙運動管理者等に對しては、ごく近い位置にある者ほどの注意を払うことは、公職の候補者等から比較的遠い位置にある組織的選挙運動管理者といえども、社会通念上、候補者等に要求されるできる限りの注意を払うことなどが要請されていると言つてもよい

と思います。

この「相当の注意」の内容については、具体的

には判例、行政実例の積み重ねにより、さらに具

体的な内容を明らかにしていくといふことになる

と思います。

そこで、こういう抽象的な言い方をしても

ちょっとわかりにくい点もあるうかと思うのです

が、例えは、我々は選挙運動をお願いするとき

に、ポスターを張つてくれとお願いをしたり、そ

して会社にポスターを張つてもらつたり、それか

らパンフレットをそこに配つて、そして選挙運動

を依頼する程度の選挙の依頼をもししたとしま

す。そうすると、その選挙運動の中身といふので

すかね、程度に応じた、方法手段に応じた同じよ

うな注意努力が必要だ。

例えば、今先生も言われたように、こういうこ

とが、違反がこの組織体から起ると候補者が當

る地位、役割、候補者との具体的なかかわり方、

候補者と近い距離にあるか遠い距離にあるか、そ

の他具体的な事情により、不斷かつ周到な注意が

必要な場合から一般的な注意で済む場合まで、あ

るいは直接的な注意を要する場合から人を介した間接的な注意でよい場合までの間、相対的に決せ

られるということになります。

なぜかというと、今回の連座制は公職の候補者等自身が国民の先頭に立つて選挙浄化の責任を果

たすことが主眼でありますから、ます公職の候補者等とごく近い位置にある組織的選挙運動管理者等に對しては高度の注意を払わなければならないことは当然だからであります。一方、公職の候補者等から比較的遠い位置にある組織的選挙運動管理者等に對しては、ごく近い位置にある者ほどの注意を払うことは、公職の候補者等から比較的遠い位置にある組織的選挙運動管理者といえども、社会通念上、候補者等に要求されるできる限りの注意を払うことなどが要請されていると言つてもよい

と思います。

この「相当の注意」の内容については、具体的

には判例、行政実例の積み重ねにより、さらに具

体的な内容を明らかにしていくといふことになる

と思います。

そこで、こういう抽象的な言い方をしても

ちょっとわかりにくい点もあるうかと思うのです

が、例えは、我々は選挙運動をお願いするとき

に、ポスターを張つてくれとお願いをしたり、そ

して会社にポスターを張つてもらつたり、それか

らパンフレットをそこに配つて、そして選挙運動

を依頼する程度の選挙の依頼をもししたとしま

す。そうすると、その選挙運動の中身といふので

すかね、程度に応じた、方法手段に応じた同じよ

うな注意努力が必要だ。

例えば、今先生も言われたように、こういうこ

とが、違反がこの組織体から起ると候補者が當

る地位、役割、候補者との具体的なかかわり方、

候補者と近い距離にあるか遠い距離にあるか、そ

の他具体的な事情により、不斷かつ周到な注意が

必要な場合から一般的な注意で済む場合まで、あ

るいは直接的な注意を要する場合から人を介した間接的な注意でよい場合までの間、相対的に決せ

られるということになります。

なぜかというと、今回の連座制は公職の候補者等自身が国民の先頭に立つて選挙浄化の責任を果

たすことが主眼でありますから、ます公職の候補者等とごく近い位置にある組織的選挙運動管理者等に對しては高度の注意を払わなければならないことは当然だからであります。一方、公職の候補者等から比較的遠い位置にある組織的選挙運動管理者等に對しては、ごく近い位置にある者ほどの注意を払うことは、公職の候補者等から比較的遠い位置にある組織的選挙運動管理者といえども、社会通念上、候補者等に要求されるできる限りの注意を払うことなどが要請されていると言つてもよい

と思います。

この「相当の注意」の内容については、具体的

には判例、行政実例の積み重ねにより、さらに具

体的な内容を明らかにしていくといふことになる

と思います。

そこで、こういう抽象的な言い方をしても

ちょっとわかりにくい点もあるうかと思うのです

が、例えは、我々は選挙運動をお願いするとき

に、ポスターを張つてくれとお願いをしたり、そ

して会社にポスターを張つてもらつたり、それか

らパンフレットをそこに配つて、そして選挙運動

を依頼する程度の選挙の依頼をもししたとしま

す。そうすると、その選挙運動の中身といふので

すかね、程度に応じた、方法手段に応じた同じよ

うな注意努力が必要だ。

例えば、今先生も言われたように、こういうこ

とが、違反がこの組織体から起ると候補者が當

る地位、役割、候補者との具体的なかかわり方、

候補者と近い距離にあるか遠い距離にあるか、そ

の他具体的な事情により、不斷かつ周到な注意が

必要な場合から一般的な注意で済む場合まで、あ

るいは直接的な注意を要する場合から人を介した間接的な注意でよい場合までの間、相対的に決せ

られるということになります。

なぜかというと、今回の連座制は公職の候補者等自身が国民の先頭に立つて選挙浄化の責任を果

たすことが主眼でありますから、ます公職の候補者等とごく近い位置にある組織的選挙運動管理者等に對しては高度の注意を払わなければならないことは当然だからであります。一方、公職の候補者等から比較的遠い位置にある組織的選挙運動管理者等に對しては、ごく近い位置にある者ほどの注意を払うことは、公職の候補者等から比較的遠い位置にある組織的選挙運動管理者といえども、社会通念上、候補者等に要求されるできる限りの注意を払うことなどが要請されていると言つてもよい

と思います。

この「相当の注意」の内容については、具体的

には判例、行政実例の積み重ねにより、さらに具

体的な内容を明らかにしていくといふことになる

と思います。

そこで、こういう抽象的な言い方をしても

ちょっとわかりにくい点もあるうかと思うのです

が、例えは、我々は選挙運動をお願いするとき

に、ポスターを張つてくれとお願いをしたり、そ

して会社にポスターを張つてもらつたり、それか

らパンフレットをそこに配つて、そして選挙運動

を依頼する程度の選挙の依頼をもししたとしま

す。そうすると、その選挙運動の中身といふので

すかね、程度に応じた、方法手段に応じた同じよ

うな注意努力が必要だ。

例えば、今先生も言われたように、こういうこ

とが、違反がこの組織体から起ると候補者が當

る地位、役割、候補者との具体的なかかわり方、

候補者と近い距離にあるか遠い距離にあるか、そ

の他具体的な事情により、不斷かつ周到な注意が

必要な場合から一般的な注意で済む場合まで、あ

るいは直接的な注意を要する場合から人を介した間接的な注意でよい場合までの間、相対的に決せ

られるということになります。

なぜかというと、今回の連座制は公職の候補者等自身が国民の先頭に立つて選挙浄化の責任を果

たすことが主眼でありますから、ます公職の候補者等とごく近い位置にある組織的選挙運動管理者等に對しては高度の注意を払わなければならないことは当然だからであります。一方、公職の候補者等から比較的遠い位置にある組織的選挙運動管理者等に對しては、ごく近い位置にある者ほどの注意を払うことは、公職の候補者等から比較的遠い位置にある組織的選挙運動管理者といえども、社会通念上、候補者等に要求されるできる限りの注意を払うことなどが要請されていると言つてもよい

と思います。

この「相当の注意」の内容については、具体的

うふうなことで、お金を集めるというふうな作業が各党あるいは各派閥とも非常に一生懸命行われている。顔の前にニンジンがぶら下がって、それで馬車馬のように走り続けているというふうな私は意識を持つおりまして、これは我が党の中でも議論がございまして、この点の問題意識については、我が党では基本的な問題点として意識を持つておるところであります。

ただし、あのときは細川政権でございましたが、共産党を除く与野党で、政治改革協議会といふことで合意した内容でございまして、それをもとに今回政治改革四法案というものを結実をさせることでございまして、まずそういう形の内容については不磨の大典ということでもございませんので、内容についてはよりいいものに絶えず努力をしていく。その中で、北橋先生御指摘の三分の二条項についても、我々としては問題意識を持って改革に向けての努力をとりますか、意見交換をさせていただきたいというふうに思つております。

黙つていいない、こういったことも聞くわけであります。果たしてどうしてそんなことになるんでしょうか」ということが一つ。

例えばこういう事例があります。選挙のときに運動員でない方に食事をお出しすることは供應に当たる場合があると思いますが、例えばバスでそ

ういった方々を選挙事務所に御案内するとか、場合によつては老人会の代表にタクシーチケットを渡して来ていたらとか、そういう事例もあるわけであります。これなんかも供應に当たるので

はないか。あるいは、政治家がパートナーをするときにはどう考へてもそこは三千円以上経費かかるはずなのに千円会費で人を集め。その差額については政治家がどうやら負担をしていそう

だ。こういった場合は供應に当たるのではない。つまり私がいろいろと全国の仲間から聞いていることを持ち出しましたのは、今回買収、供應で禁錮刑を食らいますと、それによって当選が無効になつてしまつたわけであります。これは死活問題でございまして、そういう意味におきましては、捜査がこのよくな問題についてどのようにこたえていかれようとするのか、その基本方針を警察署当局にお伺いしたいと思います。

○壇見政府委員 お答えいたします。
警察は、法令に従いまして厳正公平に選挙違反の取り締まりを行つてきたところでございますが、今般法改正がなされましたならば、その法改正の趣旨に沿つた適正な取り締まりが行われるよう、都道府県警察を指導してまいる所存でござります。

○北橋委員 持ち時間が参りましたが、最後に重ねてお伺いしておきます。今申し上げました事例は、決して頭の中で考えた観念ではございません。現実にはそういうのがあるわけです。今度は全国人民を挙げて、私どもと一心同体になつて変えていかねばならない。言うならば、血を流さないという意味においては名譽革命であります。この革命を本当に成功あらしめ

るためには、捜査当局に対してもこういった具体的な事例について明確な御答弁をいただきたいのであります。それは今後とも黙認されるのか、それらかということが一つ。

御指摘のように、選挙違反取り締まりにつきましては、各都道府県警で取り締まり方針にござるということは大変問題でございまして、そのようなことがないよう、今後とも各都道府県警察につきまして取り締まり方針が異なることのないように、どうな指導を徹底してまいる所存でござります。

○北橋委員 では、時間が参りましたので、質問を終わります。

○松永委員長 枝野幸男君。では、時間が参りましたので、質問を終わります。

○枝野委員 さきがけの枝野幸男でございます。今日は、いわゆる区割り法とそれから連座制強化に関する法案が二本と、三本の法案が出ていたわけでございますが、区割り法に関しましては、私は、個人的には一・五倍を超えると憲法違反ではないかと法律家の端くれとして思つてゐるのですが、公平な第三者機関がつくってきた案でござりますので、その手続におかしなことがなければそれに従つるのはやむを得ないのかなと思つてゐるのでは、これについては触れません。むしろ連座制強化の案につきまして若干心配、不安な部分がござりますので、そこについてお尋ねをさせていただきたくと考へております。

○中川(秀)議員 今回の与党案は、従来の法文上の適用関係のあいまいさを解消するために、第三案のうち、百九十七条一項ただし書き、これが新しく設けられる。この規定の趣旨について、まずお尋ねをいたします。

○中川(秀)議員 今回の与党案は、従来の法文上の適用関係のあいまいさを解消するために、第三案のうち、百九十七条一項ただし書きをこれまで、第三者支出についても百八十七条一

項の規定を守る、規定が適用される。簡単に言え

ば、出納責任者に事前に文書の承諾を得なければいけないよという規定、この規定を、現行法の解釈でもこれは適用されると解釈をされているのであります。それは今後とも黙認されるのか、それらかといふことでもあります。

○壇見政府委員 お答えいたします。ともこれを機会に選挙浄化の趣旨から照らして新たな観点で臨まれるのか、再答弁を求めます。

御指摘のように、選挙違反取り締まりにつきましては、各都道府県警で取り締まり方針にござるということは大変問題でございまして、そのようなことがないよう、今後とも各都道府県警察につきまして取り締まり方針が異なることのないように、どうな指導を徹底してまいる所存でござります。

○北橋委員 では、時間が参りましたので、質問を終わります。

○松永委員長 枝野幸男君。では、時間が参りましたので、質問を終わります。

○枝野委員 さきがけの枝野幸男でございます。今日は、いわゆる区割り法とそれから連座制強化に関する法案が二本と、三本の法案が出ていたわけでございますが、区割り法に関しましては、私は、個人的には一・五倍を超えると憲法違反ではないかと法律家の端くれとして思つてゐるのですが、公平な第三者機関がつくってきた案でござりますので、その手続におかしなことがなければそれに従つるのはやむを得ないのかなと思つてゐるのでは、これについては触れません。むしろ連座制強化の案につきまして若干心配、不安な部分がござりますので、そこについてお尋ねをさせていただきたくと考へております。

○中川(秀)議員 具体例を挙げさせていただきたいと申しますが、具体的にこの法文が適用される場面というのはどういふしたことになつていくのか。そちらの方で具体例を挙げて御説明をいただけますでしょうか。

○中川(秀)議員 具体例を挙げさせていただきたいと申しますが、第三者支出をも正当化つておられます。つまりはやはり、第三者支出にも正直言つてよい支出と悪い支出があるのでどう思

います。簡単に申しますならば、第三者支出の形をとつて意思を通じて裏選対的な支出というのも現実にあり得た。あるいはまた、ボランティア支出の形はとつてゐるが、実際は候補者もしくは出納責任者と意思を通じて大変広範囲に、あるいは組織的に金権選挙のケースもなかつたとは言えないと、今後だつてあり得ることも想定される。そ

うものをきちんとしよつといふことでございます。特に、今回は小選挙区制度で熾烈な選挙が予想される。先ほど来御質疑の中にもございましたが、候補者みずから、陣営みずからが選挙の風土を浄化していこう。野党の提案者の保岡委員がかつて御自身の奄美大島で地獄を見た、こういうお話をございましたが、そういうことをやはり選

挙費用の面からも総量規制をする必要がどうしてあります。それはございませんが、第三者の支出につけて百八十七条の一項の規定を守れという旨を明らかにすることによりまして、捜査当局、検察当局にとつても規定のあいまいさが取り除かれ、百八十七条一項違反の取り締まりに取り組みやすくなるということとともに、第三者支出についてきちんと出納責任者に管理させるように事実上しむけることを期待するものでござります。

そのようにして、百八十七条一項の規定が守られるようになれば、第三者支出が結果として法定選挙費用の計算に入り、そして法定選挙費用が守られなければならない、ざる法にならないといふことを期待してゐるものでござります。

○枝野委員 趣旨はなるほどよくわかるのでござりますが、既に何人かの方が触れていらっしゃるかとも思いますが、具体的にこの法文が適用される場面というのはどういふことになつていくのか。そちらの方で具体例を挙げて御説明をいただけますでしょうか。

○中川(秀)議員 具体的にお尋ねをさせていただきます。もちろん、ボランティアあるいは第三者の支出と申しましても、みずから食事だとか、あるいはみずから仕事の交通費だとか、あるいはみずから買い物に行くとかいう交通費だとか、そういうものは当然選挙費用には入らないわけでござります。

いま一つ、御質疑の御趣旨に沿つて若干の具体的なことを申し上げさせていただきますが、例えば、団体等が組織的に候補者を応援して大会に動員をかける。その参加した者に対して交通費を支払うあるいは日当を支給する、こういうケースの場合は、まず日当の支給が選挙運動あるいは投票の対価と認められれば、これはもう当然買収罪が

現行法でも適用されます。同時にまた、現行法の規定によりまして、交通費の支給、日当の支給について事前に出納責任者に届け出でない場合は、その支出した者が当然その百八十七条一項違反に問

われるわけで、三年以下、五十万円以下の罰に科せられる。ただ、この場合は、届けていませんか

部分は国の税金の方から面倒を見ましょ、これが政党助成の趣旨であつたというふうに理解をいたしております。そうであるとすれば、この政党助成があるからこそ無理なお金集めはなくなるという方向に働くなければ、わざわざ税金をたくさん使いながら政党助成をつくった意味がない。

ところが、先ほど北橋委員が質問されましたとおり、現実の問題といたしまして、この施行が近づいてくるといふ中で、意図していたのと逆の方向に動いているという点は否定し切れないのではないか。これはあの段階では、法案をつくった段階では確かにある意味では予想がここまでできなかつたのかかもしれませんけれども、三分の二をもらつたためには一定額きちんと集めておかないとけない、しかもこれは初年度だけではなくて、来年の分のをもらつた場合にはことじたくさんお金を集めておかなければなりません。再来年もらつたために来年また一年間同じようにお金集めをしなければならないという制度でございますので、私は、ちょっと表現は厳しいかもしませんが、結果的に見れば法の目的と趣旨とがそこを来してしまつてゐるんではないか。

私たちの党首が、国民福祉税のとき、過ちは改むるになんとかと言つておりますが、先ほど一度ぐらひはやっぱりやつてみてからじやないといふという御意見もあるうとは思いますが、かなりはつきりと問題点が出てきているといふ中では、むしろ端的にはつきりとそのあたりのところを認めていただけで、矛盾が広がらないうちに手を打つといふ方向で与野党努力をしていただきたく、個人的には、こういう政界再編が進んでいく中で、そのことが将来の日本の政治のために必要なこういう段階で、前年実績を、自助努力で政治資

金を集めるこことを促す意味があるとはいゝ、やはり矛盾したものを感じます。そういうことですから、改むるにはかかるなけれ、こういうことでございますが、私は、できればこの点は与野党で相談をして、三分の二のこの実績条項については見直すべきだろ、個人的にはそう思つております。

○中川(秀)議員 先ほど北橋委員の御質問にお答えをしたのと基本的には変わらないわけでございますけれども、論理的に言うと、新設政党にきついということはおっしゃるとおりだらうと存じます。だが、そうでない政党、つまりスタートしてから二年目、三年目に入つてくる政党については、国民の血税でその費用を賄うのは上限が三分の一ぐらひまでだなということは、論理的に全部間違つてゐるとは言いかたいものがある。たゞ、現実の問題として御指摘のよう、スタートの段階でいろいろな問題も生じてきている、そういう御指摘があることも承知をいたしております。

いずれにしても、まだ助成法自身が施行に移されていない。その助成法に与野党で明文規定を入れた。そして、これからよいスタートする。スタートする前にその明文規定を削つてしまつた。これは過去の歴史でも、一八八九年、明治二十一年に小選挙区制が導入されたわけです。それでは、それに基礎いて、一八九〇年に小選挙区制に基づく選挙があつたわけです。そうしたら、もうその直後の議会でですよ、「選挙区狭隘ニ過ギテ敗徳不正ノ醜行ヲ導クノ弊アリ」ということで、小選挙区制廢止が、一回目の選挙をやつたらもうすぐ廢止案が出ておるんです。

一八九一年の十二月、翌年ですね、小選挙区制廃止の提案をしています。そこで、新井章吾といふ議員の提案の説明ですが、

○枝野委員長 今、この点を含めまして、この法案の修正の点などたくさん与野党で議論をしていただくなっています。その点は、政治改革といふことになるんだろうと思ひます、政策本位、政策ではないかな。こういうことで、とりあえず施行に移されてからまた各党間で議論をすべき問題であろう、かように考えております。

○桝野委員 現行の中選挙区下の選挙をおきましては、今委員御指摘のように、同一選挙区で同一政党の候補者同士の同士打ちが避けることができず、選挙は政策論争というよりもむしろ候補者個人間の競争にならざるを得なかつた、そういう要素を内蔵してまいりまして、このことが、候補者個人を中心とした政治資金の調達等に関連でございます。すなわち、政治と金をめぐるいろんな問題を起してまいつたわけですね。

○保岡議員 これは政党助成法にみんなでまとめた内容になつておるわけありますけれども、私個人的には、こういう政界再編が進んでいく中で、そのことが将来の日本の政治のために必要なこと、前年実績を、自助努力で政治資

は、小選挙区制というのは民意の反映をゆがめで、そして第一党、大政党が虚構の議席を占めて強力政治をやることで、選挙制度としては甚だよくないと強く反対してきたものであります。

ところが、この小選挙区制の導入については、

平成元年の五月二十三日、自由民主党の政治改革大綱、このときから今回のやつは始まつたわけで、要するに金のかからない選挙をする、そして政策本位、政党中心の選挙をやるんだという建前、複数立候補で同士打ちをやつてもだめだから

ということで出てきたわけであります。

それで、この段階で、最近行われました愛知の参議院の選挙区再選挙で、典型的な小選挙区制下の対決選挙だというて全国がそれに注目しました。ところが実際にやつてみると、新旧両方の連立の候補者があつて、ここでは、各紙の報道とも、表舞台でのパフォーマンスと水面下での業者団体と後援会組織を動員しての旧来型の利益誘導選挙の組み合せだった、政策あるいは政党中心の選挙ということはおよそ遠い、こういうことが言われて、もう非難の対象になつております。

これは過去の歴史でも、一八八九年、明治二十一年に小選挙区制が導入されたわけです。それ

で、それに基礎いて、一八九〇年に小選挙区制に基づく選挙があつたわけです。そうしたら、もう

敗徳不正ノ醜行ヲ導クノ弊アリ」ということで、小選挙区制廢止が、一回目の選挙をやつたらもうすぐ廢止案が出ておるんです。

一八九一年の十二月、翌年ですね、小選挙区制廃止の提案をしています。そこで、新井章吾といふ議員の提案の説明ですが、

○野中國務大臣 現行の中選挙区下の選挙をおきましては、今委員御指摘のように、同一選挙区で同一政党の候補者同士の同士打ちが避けることができず、選挙は政策論争というよりもむしろ候補者個人間の競争にならざるを得なかつた、そ

ういう要素を内蔵してまいりまして、このことが、候補者個人を中心とした政治資金の調達等に関連でございます。すなわち、政治と金をめぐるいろんな問題を起してまいつたわけですね。

○松永委員長 東中光雄君、

小選挙区制になりまして、それが解消されるか。これは、政治家それぞれ、倫理の問題でありますし、これのみすべてが解消されるとは思われないわけでございますが、それぞれの政党が選挙区ごとに一人の候補者を届け出で選挙を争う、また、比例代表制も各政党が名簿を届け出でその支持を競うものでありますので、これらを組み合わせた現在提案中の並立制下の選挙は、政党が中心となつて政権を争い、政策を争う選挙になつてく

る、そういう趣旨で先般この法案は可決決定をされたと信じておる次第であります。

○東中委員 それは答弁にならないですよ。そういう趣旨だ、しかし実際にそうならないじやないか。

これは過去の歴史でも、一八八九年、明治二十一年に小選挙区制が導入されたわけです。それ

で、それに基礎いて、一八九〇年に小選挙区制に基づく選挙があつたわけです。そうしたら、もう

敗徳不正ノ醜行ヲ導クノ弊アリ」ということで、小選挙区制廢止が、一回目の選挙をやつたらもうすぐ廢止案が出ておるんです。

一八九一年の十二月、翌年ですね、小選挙区制廃止の提案をしています。そこで、新井章吾といふ議員の提案の説明ですが、

先ソ選挙区画ノ事カラ之ヲ演説スレバ、今ノ選挙区画ハ誠ニ一県ヲ數区ニ分シテ小サク分レテ居ルガ故ニ、此弊害ガ實ニ甚シキモノデアリマス、第一此現行ノ法律ニ依ツテ選挙致シマスル時ニ於テハ弊害ノ多イト云フコトハ、彼ノ最モ憎ムベキ所ノ賄賂ト云フ弊害テゴザリマス、賄賂ト云フ弊害ハ隨分諸君モ御同感デゴザリマセウカ、賄賂程人心ヲ腐敗セシムルモノハゴザリマセヌ、実ニ風俗壞乱ハ賄賂デアリマス、無論品川大臣ヲシテアラシメタナラバ、選挙法ノ改正ヲ先ソ第一ニ早クサルルニ違ヒナイト思ヒマス、風俗壞乱ト云フ最モ悪ムベキ弊害ハ現行法律ノ選挙区画ノ小サイ所カラ起ルト私ハ思フノデアル。

一回やつたらもうすぐ、それでこれはもう結局一九〇〇年には廃止になるわけですが、こういう、そもそもの出発点からそうなんです。

それで、三塚さんにお聞きしたいんですが、この間のいわゆる腐敗防止法の提案で、「衆議院の小選挙区比例代表並立制のもとでの選挙は、まさに政党間の政権をかけた、中選挙区制では想像のできないほど熾烈な選挙になることが予想されます。」だから、中選挙区よりももっと熾烈になるんだと。この熾烈というのは、今の愛知の選挙区選挙の補選じやありませんけれども、それはもう大動員して、大臣という大臣、それぞれの党首、みんな行って、そして組織活動をやつた、こういうことになるということを言わっているようになりますよ。一八九〇年にその施行と同時に言うたことを、今も、施行する前に提案者が言われておる。これはいかぬじゃないかと思うんですが、どうでしよう。

○三塚議員 まさに選挙制度はその国の文化であるが、もちろんの問題を出して、特に政治腐敗、それが政治不信と、この根幹に突き当たるに至りまして、新しい制度は何か、こういうことで小選挙区制が中心となり、ここ六年余論議が行われました。先ほども單純小選挙区論者の話もありました。イギリス型選挙制度というの方方が政党政治の助長に正しい道を開くのではないが、こんなこともあったわけがありますが、各党の合意を得るという意味で現行の並立制、こういうことになった経過は東中議員御案内のとおりであります。

そういう中で、比例制を加え、三百の小選挙区。これは奄美選挙をいつも例に出されます。それはそれとして、やっぱり一名区でありますと熾烈な選挙になりますことは容易に想像されるところであります。まあそういう点をかんがみまして、今回議員立法で、第二次の連座制強化、立候補の禁止、こういう措置などを提案いたしました。それを未然に防ぎ切れないだらうかということ

とが一つねらいであります。

それと、基本的には、候補者たるんとする者、候補者がみずから襟を正しながら、みずから頭指揮を行ひながらやり抜く、こういうことでなければならぬ、こういうことでありますので、どうぞ長いペテランである東中議員におかれましても御同調いただければ、こう思つわけでありま

す。

○東中委員 制度論として、小選挙区制にしたら金がかかるなくなる、あるいは利益誘導型にはならないんだというふうに言われておったのは、それは違う、もつと熾烈になるんだ、だからきちっと腐敗防止の措置をとらなきゃいかないと。中選挙区制でもっとびしっとやればよかつたんですよ。それをやらぬといて、そして小選挙区制を入れて、一層ひどくなる、想像できぬくらいひどくなるということをみずから言われているんですから、こういう制度はいかぬということを私は言いたいわけです。

それと同時に、保岡さんもこの間の腐敗防止の提案で、「新しい選挙制度に足を踏み入れても、現行の中選挙区制度のもとでの政治の弊害を本当に克服できるか、かえって事態は今までより悪くなるということをみずから言われられるのも当然なことであります。」当然なんです。そういうシステムになっているんですから、奄美の選挙も。

だから私たちはそういう点でこれに反対をしてきたんで、選挙制度 자체として言うならば、これは変えてしまうと民意をゆがめる、民意の公正な反映という選挙制度の本来の制度からは違っています。

それで、今小選挙区制の区割りが行われると、

先ほど来指摘されておりますように、格差二倍以

上の選挙区が二十八選挙区あります。最新の住民基本台帳では、四十一選挙区に上る選挙区が二倍

を超している。三百のうち四十一ですから、若干超したというようなものじゃありませんね。しか

もこれは、国勢調査は十年ごとに変えていくとい

うんでしよう。十年たつたらどうなるか、これはもうひどいことになるだろう。

こういうことになつておりますので、我が国の選挙制度をつくってきた経過を見まして、一番最

というふうに私たちは思つてゐるわけです。そういう点で、今まで制度を出されたときの理由はみずからなくなつてゐるということを指摘をしておきたいであります。

この提案理由で言われたこと自体はもうよく承知しておりますので、奄美で地獄を見たということによなうな小選挙区のことになるということを変えるために小選挙区に変えたというのは、これはもう本当に世紀のごまかしだということを特に今申し上げておきたいであります。一八八九年の法律は、もうその実施した最初から変えていくといふことをやつたんで、もうこれ、できたらすぐまたなくするというふうに動かなきやいかぬなど私たちには思つてゐるわけであります。

それで、もう一つの重要な問題点についてお聞きしたいんですけど、この小選挙区制にするについて、定数は正が、国会決議もありまして非常に問題になりました。一対二未満の抜本的定数是正をやるために、選挙制度を変えて、小選挙区制に変えなきやいかぬということを、これは自民党提案のときも、それから社公の提案のときも、両方で審議したときに随分議論しました。私も質問しました。しかし、定数是正は国会決議にもあるし、憲法上の要請でもあるので、一対二未満の抜本是正をやるべきだという私たちの主張に対して、小選挙区制導入というところへ行つてしまつたんですね。

それで、今小選挙区制の区割りが行われると、

人当たりの人口、最小は長崎県の十万七千人だつた。最大は山梨県の十四万八千人だつた。だから、格差は一・三八倍です。これは日本で初めて

議席一つということで、郡単位になるわけですが、郡が十万人以上だつたらそれは一つの選挙区

にする、十万人に足らないときは郡を合わして十三

人万に近づける、こういう方針を出して、議員一人当たりの人口、最小は長崎県の十万七千人だつた。最大は山梨県の十四万八千人だつた。だから、格差は一・三八倍です。これは日本で初めて

の選挙制度をつくったとき、しかも小選挙区制で

人当たりの人口、最小は長崎県の十万七千人だつた。

最大は山梨県の十四万八千人だつた。だから、格差は一・三八倍です。これは日本で初めて

議席一つということで、郡単位になるわけですが、郡が十万人以上だつたらそれは一つの選挙区

にする、十万人に足らないときは郡を合わして十三

人万に近づける、こういう方針を出して、議員一

人当たりの人口、最小は長崎県の十万七千人だつた。最大は山梨県の十四万八千人だつた。だから、格差は一・三八倍です。これは日本で初めて

議席一つということで、郡単位になるわけですが、郡が十万人以上だつたらそれは一つの選挙区

にする、十万人に足らないときは郡を合わして十三

人万に近づける、こういう方針を出して、議員一

人当たりの人口、最小は長崎県の十万七千人だつた。最大は山梨県の十四万八千人だつた。だから、格差は一・三八倍です。これは日本で初めて

の選挙制度をつくったとき、しかも小選挙区制で

人当たりの人口、最小は長崎県の十万七千人だつた。

最大は山梨県の十四万八千人だつた。だから、格差は一・三八倍です。これは日本で初めて

議席一つということで、郡単位になるわけですが、郡が十万人以上だつたらそれは一つの選挙区

にする、十万人に足らないときは郡を合わして十三

人万に近づける、こういう方針を出して、議員一

中身はもう言いません。

だから、日本の選挙制度もちゃんと、小選挙区それから中選挙区ということになれば、格差は一対一・五というぐらいがせいぜいんですよ。一票の価値の平等、このころは明治憲法下ですからね、しかし選挙制度の性質からいってそうだといふのが、これは日本の戦前からの基本的な、人口割でいく一票の価値の平等ということで一対一・五前後ということあります。

イギリスの場合は今どういうふうになつてますか。

○佐野(徹)政府委員 一九九一年に選挙区の区割りの改正が行われました後の選挙区間の人口格差でございますけれども、これはちょっと私どもの方で集計をした数字ということで御理解を願いたいと思いますが、イギリスは御案内のおおり、イングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランド、それぞれの地域ごとに区割りがなされておりますけれども、イングランド内では最大格差は一・三七倍、スコットランドでは一・五二倍、ウェールズでは一・二六倍、北アイルランドは一・四六倍、イギリス全体では四・三八倍でございます。

○東中委員 元談を言つちやいかぬよ。では、どことどことの間がその一・何ぼですか。

私たちの承知している限りでは、小選挙区の区割りは十年ごとに全面改正を行う、そして、イングランドの場合でいえば、格差が一・五倍未満ということです。一・五倍を超した場合には、十年ごとの全面改正の途中でも変えていくということを非常に厳格にやっています。一・五です。そして、そのかわり、その区割りが物すごいのですよ。細い路地が一つの区割りになつて、自分のところの選挙区が、自分がどこに属しているのかわからぬ。だから、選出したと思っていた議員が実は自分の選出したのじやなかつたというようなことがあります。

○野中國務大臣 けさからたびびお答えをいたしましたように、区割り審議会の設置法の三

よ。

アメリカだってそうですよ。いろいろな経過はありますけれども、アメリカも選挙区の対比は、これは一九九〇年の国勢調査によるアメリカの連邦下院の定数は正をやつた結果ですが、定数は正をやる前の最大格差は一・八三四倍だった。これはアリゾナ州ですね。それを定数は正をやつて、最大一・七六一に変えた。モンタナが最大になっておる。だから、一対二なんて超すなんてことは全然ないのです。そういうふうになつてある。

ただ、アメリカで問題になるのはいわゆるゲリマンターですね。拡散やら集合やらやってとんでもないことをやる、党利党略で。ということで、これも小選挙区制の弊害が出てきているのです。

しかし、定数というものは、「一票の価値の平等

というの、これはもう選挙の大原則ですよ。そ

ういう性質のものなのだと、うなばかなことを考

えます。だから、小選挙区制のアメリカにしても

イギリスにしても、そして日本の過去の歴史から

いつても、これから法律をつくるときにはそ

の配分が一対二を超すというようなばかなことを

やっていないのですよ。

今までの中選挙区の中で、人口の増減が激しく

て、それで移ってきたから、そういう中で最高裁

が一対三を超したらいかぬとかいうふうなことを

言うようになつたけれども、それは最近の判例を

見ても、暫定措置で一対二・七七にしたのだから

やつて、それが判決になつていているのです。それ

ら国会が今暫定的にやつたことを違憲とは言わ

ぬ、こういう判決になつていています。それを

グラントの場合でいえば、格差が一・五倍未満と

いうことで、一・五倍を超した場合には、十年ご

との全面改正の途中でも変えていくということを

する

ことになります。

○東中委員 昨年、平成五年一月二十日の最高裁

大法廷の判決があります。その中で、木崎良平裁

判官が意見書を書いています。それをちょっと読ん

でみますが、法制局、ひとつどう考えるか、見解

を明らかにしてほしい。

○東中委員 昨年、平成五年一月二十日の最高裁

大法廷の判決があります。その中

の平等、すなわち投票価値の平等をも要求するものであり、これを重視すべきものであるが、国会が具体的な選挙制度を決定する上でこれが唯一絶対の基準となるものではなく、原則として、国会が正當に考慮する事のできる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものとされているところであります。これが最高裁の多数意見の考え方であろうかと思います。

憲法上国家意思形成の中心機関とされる衆議院について、これを構成する議員の選挙の定数を配分するに当たっては、投票価値の平等は、他の考慮要素とは異なる本質的な重要性を有するのであって、議員定数について、他の要素に重点をおいた配分を行い、投票価値の平等につき他の要素と同列または第一次的な考慮をしたとどまるときは、その配分は、

いろいろ議論しているけれども、これからつくるに付いてどういうようなことは何も議論したことはないのです。ここはそういうことを言っているんだということになります。

それからさらに、最近出た広島高裁の判決です。これは極めて明快に言っています。

以内に納めることができると期待されるが、中選挙区单記投票制のもとにおける本件改正の経緯からして、本件改正にあたり右のような抜本的改正をとらなかつたからといって、どうも現状の抜本的改正やつてないからといって、一対一・七七が違憲だとは言えない、こう言つて

憲法一四条の定める法の下の平等の原則に反す

ので合意がとてられぬにしている半径ですか。そこでどう言つて いるかといいますと、

白を打點まで運営とは言わぬといふことを、これまで条理を尽くして言つてゐるわけでしよう。全く別に、直譯で「アーニー・ドーソン、トニー・

行制度のもとでの定数は正に関したものでありますが、投票価値の平等についてのこのような考え方といいますのは選挙制度一般についても同様に当てはまるものではないかというふうに考えておるところであります。

るばかりでなく憲法前文及び四三條一項等の規定する国家統治の基本にもとるものとして、違憲の評価を免れないものである。

代議制民主主義のもとにおいては投票価値の平等は国家意思形成の正当性を基礎づける中心的要素であり、議員定数の配分を定めるにあたって重視されるべき事柄であることはいうまでもない。

私は、論理と、それから基本的人権、民主主義というものを本当に踏まえてやらないといかぬ選挙制度というのは本当に議会制民主主義の基礎なんですから。だからそういう点で、可としており新聞にも報道されないのですね。合憲やということだけ報道しているんです。

いろいろなことに配慮するというのは、だからそれは配慮するのはいいと言うのですよ。その配慮する裁量権の範囲は、国民の基本的な人権、憲法十四条上の権利を侵害することになつたらいかぬ、それと同列にしたらいかぬじゃないかということが

だからそういう性質のものなので、さらに続けている。全部抜本は正が行われるということになつてゐるということを前提にしてやつてゐるのです、ことしの判決ですからね。そこで言つていいのは、

殊に二院制をとる場合の第一院において小選挙区制がとられる場合には、人口比例原則は、極めて重要な原則となるであろう。原告ら指摘の我が国の過去の立法事実やアメリカ合衆国の方事実も、そのことを示している。

これは改めなければ、違憲の立法を、憲法を遵守し擁護する義務を負っている国会議員が、国が、違憲の問題ということをそのままやっていくことは許されぬ、こう思うのでありますが、どうでしょう、担当大臣。

さつきの木崎意見で、これはもう極めて論理的に明快だし、国際的に通用する話ですよ。ところが今の、調和をとらないかねから、要するに国会がやったんだからいいんだというふうなことでは、私は許されないんじやないかというふうに思つわけです。

衆議院議員の定数を、人口以外の他の要素をも考慮して配分するとしても、選舉権として一人に二人分以上のものが与えられることがないといふ基本的な平等原則をできる限り遵守すべきものであつて、このことは、議員定数の配分をめぐる世論の等しく指摘するところであるばかり

これは、小選挙区制の場合は特に重要な要素になつてくるんだ、しかも下院の場合はどう」とを言つてゐるのです。そして、
二院制をとる場合の第二院や第一院でも中選挙区単議席投票制をとる場合において議員定数分配を定めるにあたつては、地域代表、利益代表と

○野中國務大臣　広島高裁の判決を引用されまゝたけれども、これも結論として、今委員御指摘のように、本件改正に当たり右のような改正がとらえなかつたからといって、本件議員定数配分の規定ないしこれに基づく本件選挙を違憲視することは当たらぬといふように言っておられるわけですが

それは定数是正についての意見なんですよ、今までやったのは。ところが、定数是正の意見で、一対二・七七であつてもこれは一応定数は正につけたのです。それで、これは合意だとかいうことを言つておるわけではありません。ただ、この問題を決める上では、この意見が最も多くあつたのです。

りでなく、これまでの公選法の議員定数の改正をいすれも緊急措置あるいは当分の間の暫定措置であるとして、その抜本改正を必要としてきた国会自身の認識でもあったといえる。

いた非人口的要素をも考慮せざるを得ず、人口偏在の点を考慮すると、投票価値の平等は、厳格には適用され得ない。

○東中委員 それは全然論旨が違いますがな。――
す。
――さいまして、私どもとしては憲法の原則に反するものでないと認識をしておる次第でございま

も、しかしながら改めてつくるということになつたら別なんだというふうなことを言つておられるが、最近、先ほど林義郎委員が挙げられた平成六年六月三日の東京高裁判決ですね。

ここで、林さんが先ほど大分引用されました。私、ちょっと結論のところを、言われた引用の中から落ちておったので記録上はつきりさせておきたいと思うのですが、こう言つておられるのですね。

こここまで言つてゐるのです。
だから、もうやるぞやるぞといつて国会決議までやつたんですからね。だから、それをやるんだから、暫定的だから、その準備も要るだらうから、というて合意だと言うてきたので、新たにやるということになつたらちゃんとせないかぬのやというのがこの判決の特徴なのです。
こういう判決は、最高裁判例は定数是正でいろ

にやれぬなどいうことが起ころるであろうが、しかし、国家意思形成の一一番中心である衆議院の、しかも小選挙区制などになつたら、やはりこの基本的原則は守らないかぬということを言つてゐるわけです。

ういう抜本的措置をとると言うてはいるんだから、だから、今度のやつは暫定的措置だから違憲とは言わないんだ。抜本的措置はやらなきゃいかぬのや、やると言つてはいるじゃないかと。そう言つてはいる国会がまるつきり違つたことをやつたのは、これはどうにもなりません。

それから、林議員がさきに、しかるべき有識者なんかの意見も聞くべきだ、これは民主主義の原

則にかかるし憲法の基本にかかる問題だということの提起がありました。私も全く同感であります。日本の民主主義を守る、そして選挙制度が、よそから見て何をやっているんだと言われるようなことはしないようにならないかぬということを強く強調して、質問を終ります。

○松永委員長 次回は、来る二十八日金曜日に委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時十分散会

平成六年十一月四日印刷

平成六年十一月七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

〇